# 令和3年第4回阿武町議会定例会 会議録 第 1 号

# 令和3年9月9日(木曜日)

開 会 9時00分 ~ 散 会 15時15分

#### 議事日程

開会 令和3年9月9日(木)9時00分

開会の宣告

議長諸般の報告

町長あいさつ

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 一般質問

日程第4 議案第1号 阿武町手数料条例の一部を改正する条例

日程第5 議案第2号 阿武町コミュニティワゴン運行条例の一部を改正する条例

日程第6 議案第3号 阿武町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第7 議案第4号 令和3年度阿武町一般会計補正予算(第4回)

日程第8 議案第5号 令和3年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計補正予算(第2回)

日程第9 議案第6号 令和3年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算 (第2回)

日程第10 議案第7号 令和2年度阿武町各会計歳入歳出決算の認定につい て

日程第11 議案第1号、議案第2号及び議案第4号から議案第7号を委員会 付託

#### 本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

## 出席議員(8名)

## 議席番号

1番	市	原		旭
2番	池	田	倫	拓
3番	伊	藤	敬	久
4番	松	田		穣
5番	清	水	教	昭
6番	田	中	敏	雄
7番 副議長	中	野	祥 太	に郎
8番 議 長	末	若	憲	<u> </u>

## 欠席議員 なし

## 説明のため出席した者

代表監査委員 長山雅範

## 説明のため出席したもの

町長 花 田 憲 彦

副町長(総務課長事務取扱)中野貴夫

教育長 能 野 祐 司

まちづくり推進課長藤村憲司

健康福祉課長 羽 鳥 純 香

戸籍税務課長 工 藤 茂 篤

農林水産課長 野 原 淳

土木建築課長 高 橋 仁 志

教育委員会事務局長 藤 田 康 志

会計管理者 近藤 進

欠席参与 2名 (新型コロナウイルス対策により出席参与を一部制限)

福賀支所長 佐村秀典

宇田郷支所長 水 津 繁 斉

### 事務局職員出席者

議会事務局長 侯 野 有 紀

議会書記 矢 次 信 夫

開会 9時00分

#### 開会の宣告

○議長(末若憲二) 全員ご起立をお願いします。

互礼を交わします。一同礼。おはようございます。ご着席ください。

○議長 開会にあたり一言ご挨拶を申し上げます。本日、令和3年第4回阿武町議会定例会が招集されました。議員各位には、応召ご出席を賜り誠にありがとうございます。また、今期定例会は決算議会でありますので、長山代表監査委員さんには会期を通して出席をお願いしています。大変ご苦労様です。

今、新型コロナウイルスは、全国的に感染の第5波の真最中であり緊急事態 宣言が21都道府県に、まん延防止当重点措置が12県に9月12日まで出ていますが、政府としてはこれらを9月末までの延長を検討し本日決定する予定と聞いております。医療現場での病床の不足や一般診療に影響が出ていて、正に医療のひっ迫が非常に気になります。山口県でも連日多くの感染者が出ていて、下関市をはじめ県内各市でクラスターが発生しております。お隣の萩市においても、初めてのクラスターが夜の飲食店で発生しました。現在、山口県ではデルタ株感染拡大防止集中対策を実施中であり、県内全ての飲食店等に営業時間の短縮協力依頼が出されたのをはじめ県境を越えての移動自粛などが実施されています。しかし、お盆に帰省された方からの感染も発表されています。帰省は誰でもが帰りたい、家族・親族に会いたいのですが、それぞれの家庭でしっかり相談され我慢をする決断をしてほしかったと思います。今後、新しい生活様式が求められています。今一度真剣にみんなが考えて行動をしなければいけないと思います。

そんなコロナ禍の中ではありますが、東京オリンピック・東京パラリンピッ

クが開会そして閉会しました。日本選手の活躍をテレビでしっかり応援させて もらいました。特に山口県出身の選手の応援には力が入りました。柔道の大野 将平選手から始まり卓球の石川佳純選手、そしてパラリンピックの視覚障害マ ラソンの道下美里選手まですばらしい成績を収められたことと、これまでの努 力に心から敬意とお祝いを申し上げます。

一方、今年の梅雨は、早い梅雨入りと早い梅雨明けでありました。その後猛暑が続いておりましたが、お盆前の8月11日からの秋雨前線の停滞により連日雨が降り、時には線状降水帯の発生による豪雨となりました。そのため九州から東北にかけて過去最大の雨量となり各地で災害が発生しました。ここに被災されました皆様にお悔やみとお見舞いを申し上げます。

国政におきましては、皆さんご存知のとおり9月29日に行われる次期自民党総裁選挙に現総裁の管総理が出馬を見送られることとなりました。今後、新総裁が選出されて、臨時国会で首相指名選挙が行われ、日本の新しいリーダーが決まります。どなたになられても新型コロナウイルスの抑え込みと経済の立て直し、更には近隣諸国を含め国際問題にしっかり取り組んで欲しいと思います。

新しい総理大臣が決まり衆議院議員選挙に突入します。今、世間を賑わかしています、この山口第三選挙区も激戦が予想されます。国民のため県民のため市民のため更には町民のために頑張っていただける人を選びたいと思います。今期定例会では、一般質問・各議案の審議のほか昨年度(令和2年度)各会計歳入歳出決算の認定が審議されます。

議員各位の慎重なる審議をお願いいたしまして開会のご挨拶とさせていた だきます。

○議長 本定例会に付議されます案件は、議案7件、発議1件、全員協議会に おける報告2件、また4人の方から一般質問の通告がなされております。本日 の出席議員は、8人全員です。 ただ今より令和3年第4回阿武町議会定例会を開会します。

○議長 これより本日の会議を開きます。続いて議事に入ります。本日の議事 日程については、お手元に配布されているとおり、一般質問、議案説明(一部 質疑、採択)及び委員会付託です。

#### 〇議長 議長諸般の報告

- ○議長 これより日程に入るに先立ち、過ぐる6月15日開催の令和3年第3回 阿武町議会定例会以降、本日までの会議等を含め諸般の報告を行います。
- 6月25日、防衛省中国四国防衛局長及び企画部長が転任挨拶で来庁され、中 野副議長が出席しました。
- 7月6日、防衛省中国四国防衛局長及び企画部長が着任挨拶で来庁され、本職及び中野副議長が出席しました。
- 7月12日、山口県町議会議長会7月定例会が、山口市の山口県自治会館で開催され、本職が出席しました。
- 8月4日、令和2年度木与防災木与第3トンネル工事安全祈願祭が木与地内 工事現場で挙行され、本職が出席しました。
- 9月2日、議会運営委員会が開催され、今期定例会に関しての協議がなされました。その結果につきましてはお手元の配付資料のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

#### 町長あいさつ

- ○議長 ここで、本定例会の開会にあたり、町長が挨拶を行います。町長。
- ○町長(花田憲彦) 令和3年第4回阿武町議会定例会の開催にあたり、一言 ご挨拶を申し上げます。

爽やかな秋風を感じる季節となりましたが、議員各位には、公私ともにご多

繁の中、本定例会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。心から厚くお 礼を申しあげます。

さて、新型コロナウイルスの感染者数は、今や世界で2億2千万人を超え、 死者数も456万人を超える中、日本においても、感染者の累計が158万人を超 え、死者数も、既に1万6千人を超えるなど、大変な状況にあります。特に、 これまで首都圏が中心だった感染が急速に地方にも及び、医療供給体制は災害 レベルと言われております。こうした中、新型インフルエンザ特措法に基づく 緊急事態宣言の対象地域は、現在21都道府県、また、まん延防止等重点措置 も12県となっておりますが、これも、その多くは、今月30日までの延長も決 定される様であります。また、山口県においても、病床使用率が50%を超える、 ステージ4の状況でありましたが、ここに来てようやく指標としてはステージ 3に回復したようでありますが、今月12日までの、飲食店等の20時までの時 短営業や県外往来の最大限の自粛、外出機会の半減の要請等につきましては、 先ほど申し上げ地域と同様に30日まで延長されると聞いております。

こうした中、本町におけるワクチンの接種状況でありますが、一般質問もありますので、概略のみ申し上げますが、5月 11 日から今月1日まで約4ヶ月にわたり順次実施してきたところでありますが、12歳以上の全対象者2,969人に対し、接種完了者は2,635人、接種率は88.75%となり、この結果は県内トップの接種率を達成しているところであります。これも偏に、齊藤先生、政井医師を始め、業務に携わってこられた医療関係スタッフの献身的な対応の賜であり、心から感謝を申し上げる次第であります。

さて、ご案内の様に、この7月23日から8月8日までの17日間にわたって、 1年延期された「第32回夏季オリンピック大会」が東京を中心に開催され、 世界205の国・地域と難民選手団を合わせて約1万1千人もの選手が参加し、 無観客の中ではありましたが、国籍や人種などの違いを乗り越えて、各競技で 世界最高レベルのプレーが連日展開され、感動とトップアスリートが放つエネ ルギーが、日本から世界に発信されました。そして、この感動は8月の24日 からこの9月5日までの13日間にわたり57年ぶりに東京で開催された「第16 回夏季パラリンピック大会」に引き継がれ、161 の国、地域と難民選手団を合 わせて史上最多となる4千400人が参加し、この大会も無観客での開催ではあ りましたが、障害を乗り越えて競い合う選手たちの姿には、多様性と可能性、 そして共生の意志が体現され、スポーツの枠を超えた新たな感動のメッセージ が世界に発信され、オリンピックと合わして、次の時代を担う子どもや若者た ちに、多くの勇気と希望を与えました。また、新型コロナウイルスの蔓延の中 で不自由な生活の中にあって、パラリンピックに出場した選手たちが障害とハ ンディを背負い、自らの可能性を信じ、最大限に引き出し、高めて行く姿には 大いに感銘し、ウイズコロナの時代の中にあって、これからの町づくりに対す る姿勢として共感するところも多く、今後とも本町の「まちの特性」を生かし、 3地区があるから面白い、色々な人が居るから面白い、そして可能性に挑戦し 続けているから面白い、そんな多様性と共生を大切にした町づくりをしなけれ ばならないと強く感じたところであります。

一方で、町内の農作物でありますが、夏の福賀スイカは大変好評であったと聞いておりますが、ご案内のとおり、春先の遅霜の影響により、梨やキウイフルーツを始めとした農産物の収穫に大きな被害が発生し、水稲においても、お盆前後の大雨により、収穫は平年に比べて少ない様にもお聞きする一方で、コロナ禍の影響により、米の一俵当たりの買い取り価格も例年に比べて2千円程度低く設定されるような話しもあり、大変憂慮しているところであります。

こうした中、本町においては、例年開催している行事やイベントは、今年も コロナ禍の影響でほとんどが延期や中止となり、町民の皆さんには、町の動き や活力が見えにくい状況でありますが、若干時間を頂き、地方創生に係るこれ までの取り組みや現在の状況、今後の計画などについて、触れさせて頂きたいと思います。

最初に、「選ばれるまち阿武町創生プロジェクト」でありますが、2015 年度の計画策定に始まり、「21世紀の暮らし方研究所」の立ち上げをはじめ、「すまい」、「しごと」、「ひと」の3本柱を中心に、「阿武町暮らし支援センターshiBano」を拠点として、「空き家ノートプロジェクト」や「4分の1ワークスプロジェクト」などに取り組んで参りました。ただ現在、多くのプロジェクトは、新型コロナ感染拡大防止のために、昨年度に引き続いて多くが休止状態となっている状況でありますが、その中で、「4分の1ワークス」につきましては、2週間の自宅待機など、万全を期して就労することを条件に、今年も6人の若者を、スイカ、そして現在はホウレンソウの営農支援に受け入れているところでありますが、ここに来て大変うれしいニュースがありまして、実は、昨年、スイカ作りに参加された若いご夫婦が、阿武町が大変気に入られまして、その後も宇田郷に滞在され、この度、空き家バンクを通じて宇田の家を購入し定住されるほか、同事業に参加された男性が、その後も「うもれ木の郷」に雇用されながら、阿武町に移住する準備をされているなど、プロジェクトの波及効果も少しずつ見えはじめて来たところであります。

次に、「森里海新たなしごと創出プロジェクト」における水産業販売力向上支援業務でありますが、「ウエカツ水産」代表の上田勝彦氏を毎月招聘し、神経締めなどの技術指導や販路の開拓、六次産業化に関するアドバイスのほか、魚食普及の啓発活動等を行っているところであります。ただ、この事業も新型コロナの影響により、昨年度は4回の来町以外はリモートでの指導が中心となりましたが、奈古の定置網や宇田郷の定置網などの漁業者向けの講習会や直接指導をはじめ、町内の魚食普及に向けた食生活改善推進委員のレベルアップを図るため、魚料理の基礎から応用編までの講習会を計7回、そして保育園の保

護者を対象とした魚料理教室のほか、道の駅スタッフ等への販売指導や研修等も実施しております。今年度もまだ東京からのウエカツさんの来町が難しく思うような活動が出来ない訳でありますが、工夫をしながら生産者の技術向上と経営の安定を図ると同時に、ミッションであるしっかりと魚の評価が出来る大手業者との新規取引の開拓や町内養殖魚の販売開発などについても、地域漁業の販売力の向上を図っていることとしております。

また、林業におきましては、長伐期施業の自伐型林業を推進するため遠岳山の森林作業道開設と並行して、未経験の地域おこし協力隊に対する技術指導等の人材育成をはかるほか、町民向けの研修では、選木、製材、搬出の各テーマにより開催し、そのほか研修やチェンソーの使い方の指導等を行っているところであります。中でも、遠岳山モデル林作業道の整備につきましては、令和元年度に着手して、現在までに総延長1千991メートルの整備を完了し、今後は、この作業道の林業としての活用は勿論でありますが、ABUキャンプフィールドのオープンに合わせて、キャンプで使用する薪やスウェーデントーチなどの燃料の需要が見込まれることから、キャンプ等を通して林業を身近に感じてもらえる体験プログラムなども実施することにより、新規就業者の確保に努めるとともに、薪ボイラーや小型バイオマスガス化発電施設などへの新たな販路を創出する取り組みにも着手するほか、先に進出した株式会社美萩工芸に、部材となるスギ材を供給するための体制整備も図って行くことにしています。

次に、3つ目の「まちの縁側推進プロジェクト」でありますが、「町の縁側機能」を構築するための滞在型交流拠点となりますキャンプフィールドやビジターセンターの整備をはじめ、暮らしの体験プログラムの開発や運営体制の構築支援を行うほか、地域内経済の循環を促進するため、地域内循環の可視化を図るための調査等を行っているところであります。具体的には、「(仮称) 阿武町版DMO観光推進協議会」の設立をはじめ、地域おこし協力隊等の各地のキ

ャンプ場における実務研修や、一日海士体験などの体験プログラムの企画・実施及び検証、海のレジャーにおける地元漁業者との連携、また、地域内経済の循環の可視化を図るとともに、阿武町全体を舞台とした、新たな体験型観光スタイルの開発、また、昨年度に引き続き、地元学調査を福田、木与、惣郷の3地区で実施を予定しています。また、拠点となるキャンプフィールドやビジターセンター等の整備につきましては、ここに来てその形も外観も見えて来たところであり、後ほど一般質問の答弁で経緯等も含めて詳しくお答えいたしますけれども、来年3月のグランドオープンに向けて、ハード、ソフト両面の整備を鋭意進めているところであります。

次に4つ目の「無角和牛との出会い創出事業」でありますが、昨年度は専門 家招聘によるキックオフミーティングをはじめ、無角和牛のブランドコンセプ トの検討、無角和牛の見える化のための宇久の圃場への放牧、小中学生や町外 者を対象としたツアーや町民向けの無角和牛食べ方講座などを通じて、無角和 牛の新たな価値を創出し、「阿武町と言えば無角和種、無角和種と言えば阿武 町」と言われるようなイメージ形成を図って参りましたが、今年度も、無角を 産業資源だけではなく、観光資源としても位置づけ、新たなツーリズムを生み 出すことにより消費の増大を図り、一方で、専門家との連携により、無角和種 の未来についての明確なコンセプトを定めて、新しい価値を創造するブランデ ィングを進めて行くこととしているところであります。また、今年3月に株式 会社宇田郷定置網の鮮魚加工施設が竣工いたしましたが、施設内の港食堂「ふ なだまり」が好評でありまして、土日限定の開店時にはご近所の皆さんを始め 口コミによって地区外からのお客さんも増えていると伺っており、定番のお刺 身定食や海鮮丼のほか、惣菜や刺身パックも好評で、宇田浦地域のコミュニテ ィの場にもなっていると伺っております。また、福賀地区においては、地域の 課題に対して地域の皆さんによる協議が何度も重ねられた結果、従来の「コミ

ュニティワゴン」に代わって町がミニバンタイプの車両を購入し有志の皆さんに運行委託する形で、電話予約によるドア・ツー・ドアの地域内の新たなデマンド交通が始まります。どの市町においても、高齢化が進む中で交通の確保が大きな課題となっておりますけども、地域の有志により自分事として地域の足の確保について協議が重ねられ、今回のふくすけ便の運行に至ったことは、将来には宇田郷地区や奈古地区でも、良い先行事例になるのではないかと期待しているところであります。

凄々申し上げましたが、私は、この4つのプロジェクトや地域の取り組みを上手く連携させて、「持続」と「循環」をキーワードに、町内3地区がそれぞれの特性を生かしながら、道の駅を拠点として手を結び、森里海の豊かな資源を活用し、磨いて行く中で、今まさに「活力と魅力のある持続可能なまちづくり」を総合的に推進して行く一大プロジェクトの真っ只中にあると思っておりまして、議員各位には引き続きご理解ご支援を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

それでは、本定例会にご提案を申し上げ、ご審議をお願いいたします議案に つきまして、その概要を簡単に申し上げます。

今回の議案は7件でありますが、議案第1号の「阿武町手数料条例の一部を改正する条例」につきましては、デジタル化に関連する法律の改正に伴い、これまで阿武町手数料条例に基づき徴収していた個人番号カード再交付手数料について、9月1日以降は地方公共団体情報システム機構がその額を定めて手数料を徴収する主体となるため、阿武町手数料条例の当該規定を削除するものであります。

次に、議案第2号「阿武町コミュニティワゴン運行条例の一部を改正する条例」につきましては、10月1日から「福賀地区コミュニティワゴン」を廃止し、新たに「福賀コミュニティ交通ふくすけ便」を運行することに伴い、題名の変

更、及び運行内容や地区の追加や運賃、字句の改正等を行うものであります。 次に、議案第3号「阿武町教育委員会委員の任命につき同意を求めることに ついて」につきましては、本年9月30日をもって任期が満了する委員の選任 についてご同意をお願いするものであります。

次に、議案第4号から6号までは、一般会計補正予算ほか特別会計の補正予算であります。

次に、議案第7号は、地方自治法の規定により「令和2年度阿武町各会計歳 入歳出決算」の認定をお願いするものであります。

そのほか、全員協議会での協議につきましては、議会最終日に令和2年度決算における「地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」及び、町の執行に係る工事等の「契約の締結について」の2件を報告することとしております。

なお、ご提案いたしました各議案のなお詳細につきましては、その都度、担当参与からご説明をいたさせますので、ご審議の上ご議決賜りますようお願いを申し上げまして、私からの挨拶とさしていただきます。

○議長 以上で、町長の挨拶を終わります。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長において、1番、市原 旭君、2番、池田倫拓君を指名します。

## 日程第2 会期の決定

○議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、過ぐる9月2日開催の議会運営委員会

において審議の結果、お手元に配付してある会期日程のとおり、本日から9月 17日までの9日間にしたいと思いますが、これにご異議ありますか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 ご異議なしと認めます。よって会期は本日から9月17日までの9日間と決定をしました。なお、現地踏査は第2日から最終日に変更したいと思いますので、お間違えの無いようよろしくお願い致します。

#### 日程第3 一般質問

○議長 日程第3、一般質問を行います。質問の通告者が4人ありますので、 議長において通告順に発言を許します。はじめに、5番、清水教昭君、ご登壇 ください。

○5番 清水教昭 本日の阿武町議会定例会にご出席の皆様、阿武町議会議員 の、清水教昭です。さて、これから、一般質問を行いますのでよろしくお願い いたします。

質問事項は風力発電の設置場所の情報公開について、で進めます。風力発電の地区別説明会があと1回になりました。今回は、情報公開に視点を置き、質問をいたします。

まず1点目 事業計画認定の手続きについて

事業者側は風力発電の、事業計画認定が必要でした。一般的に、認定必要条件には3点のセットが大切であると言われています。その1つが、土地の仮予約借用書、別名準備同意書です。2点目が、電力会社との電力契約書、3点目が、環境影響評価方法書のアセスメントこの3点です。では、行政側としてどこまで理解し関わっていますか、お聞きします。

2点目、風力発電機の設置場所について

風力発電の設置場所は、経済産業省の資源エネルギー庁が発信した、情報資料から判明しました。設置場所は、阿武町の管理地と、萩市の住民の方の土地です。宇田郷の方の土地は、事業の仮ポイントから外れていました。そこで阿武町の管理地が何台ですか、また、萩市の方は何台ですか、お聞します。それと、情報が公開をされなかった理由は、何故ですか、お聞きします。

3点目、萩市にある、山林 1,615 mの活用についてです。

風力発電の設置場所より大きく離れた所に事業用の土地が存在します。 萩市紫福の山林は 1,615 ㎡ (約 489 坪)です。ここは何に活用される土地ですか、お聞きします。

4点目、経済産業大臣から勧告が出るまでの展開について

経済産業大臣から勧告が出て、環境影響評価書が出ますと、もう住民の意見、市町長の意見、知事の意見も受け付けられず、環境アセスメントの完了です。従って、勧告が出るまでが賛成・反対、また、改善・修正の分かれ目です。それまでに、行政として、どのような取り組みをされますか。お聞きします。

以上、質問内容は、4点になります。町長のお答えをお願いいたします。

○議長 ただ今の5番、清水教昭君の1項目目の質問に対する執行部の答弁を 求めます。町長。

○町長 それでは、風力発電の設置位置の情報公開についてのご質問でありますが、最初に事業者である日立サステナブルエナジー株式会社でありますが、4月1日付けで、HSE(エッチ・エス・イー)株式会社、日立のHですけども、サステナブルのSですけども、エナジーのEと思いますけどもHSE株式会社に商号が変更されたことはご案内のとおりであります。

さて、去る4月21日から23日の3日間、町内3地区で(仮称)阿武風力発電

事業に係る「環境影響評価方法書」の住民説明会が開催されました。これは、環境アセス手続きの第2段で調査項目や手法を選定するものでありますが、この方法書に関して住民の皆さんから出された様々なご意見を参考にし、6月18日、阿武町長意見を山口県知事宛に提出したところであります。一方、県においては、6月11日と7月27日の2回「環境影響評価技術審査会」が開催されるとともに、阿武町長意見も参考にして、8月10日に山口県知事意見が経済産業大臣宛に提出をされました。また、8月25日、国の「環境審査顧問会風力部会」が開催され、9月1日には県知事意見も参考にして、経済産業大臣の通知が事業者であるHSE株式会社に交付されたところであります。この手続きを経て、正式に環境調査の調査項目と手法が決定され、現地調査が開始となります。

さて、ご質問は大きく4つありますが、最初に「事業計画の認定の手続き」についてでありますが、これは電気事業者による「再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」、いわゆる「FIT」といいますが、これは20年間の固定価格買取制度の「再生可能エネルギー発電事業計画」の認定の手続きでありますが、令和2年12月14日付けで事業者から経済産業大臣宛に提出され、令和3年3月1日付けで認定されております。このことは経済産業省のウェブサイトでも公表されておりますが、認定要件の3点セットは先ほどもありましたが、1つは「土地の仮借用書」、正確には「賃貸証明書」ですが、2つ目は「電力会社との電力契約」、3つ目は「環境影響評価方法書の手続き」でありまして、清水議員のご指摘のとおり、FIT申請の際に必要な添付書類となっておりますので、このことについて順次お答えしていきたいと思います。

まず、1つ目は「賃貸証明書」でありますが、これは事業者の方から「環境 影響評価方法書」作成の時点で風力発電機の基礎の部分が阿武町の土地、つま り町有林に多くかかっているので用地として予定しているとのことで、町とし ては環境アセスを始め健康被害や環境破壊等の「懸念材料が払拭されれば賃貸 してもいいですよ」という前提条件付きの書類で、令和2年10月13日に発行をしております。書類形式は経済産業省の雛形のままが用いられておりまして、名称が「賃貸証明書」となっておりますので、ご懸念を与えるかもしれませんが、その文中には、「本証明書により賃貸義務を負うものではありません。」と書いてありますし、また、「本証明書を再エネ特措法に基づく事業計画認定申請の目的以外に使用した場合には、この証明書の効力は消滅するものとします。」というふうに明確に謳っておりまして、決して電力事業の実施について担保するものではありませんし、貸付義務を負うものでもありません。

次に、2つ目の「電力会社との電力契約」でありますが、発電した電気を送電事業者に繋ぐ、いわゆる「系統連携」とも言われるもので、令和2年12月10日に中国電力ネットワークと電力受給契約がされているようでありますが、事業者と送電会社との直接契約ですので、町としては関与しておりません。

最後に、3点目の「環境影響評価方法書の手続き」についてでありますが、環境アセス手続きの第2段階である「環境影響評価方法書」に関する手続きを開始したことを証する書類、具体的には方法書の手続きを開始した旨が記載された事業者や関係地方公共団体のウェブサイトや広報紙が申請の際の添付書類となっております。毎度申しあげておりますが、この風力発電事業につきましては、私は、スタンスはニュートラルであり、皆さんと一緒で事業者の動きを注視しております。ただ、現下の地球温暖化がもたらす自然災害を始めとする社会問題、その主たる原因が二酸化炭素の排出が原因とされる中で、世界を取り巻く状況はその排出削減、具体的には化石エネルギーから太陽光や風力などの再生可能エネルギーにシフトしており、このことにおける民間事業者の経済事業、発電事業を端から否定するものではありません。

風力発電については、過去からの経緯の中で低周波などの健康被害、また風車の建設や工事用の道路が土砂災害を誘引するなど、自然災害に関する懸念も

あることは事実でありますので、そこは、環境アセス手続きの中で、町長意見 を通じ事業者に強く求めて参りますし、林地開発や保安林解除などの行政行為 については基準に基づき厳正に対処して参ります。また、最終的には土地所有 者としての判断も残っております。

次に、風力発電機の設置場所についてのご質問でありますが、「環境影響方 法書」の段階では、事業者が希望する54.6メガの発電規模で、最大13基の発電 機の内11基が阿武町の所有する土地、これは町有林でありますが、そして、2 基が所有者の住所が萩市にある民間の土地が予定地として経済産業省のウェ ブサイトに掲載されています。先ほども申しましたとおり、FITの申請の際、 発電機の基礎部分としてのことでしたので「賃貸証明書」を発行いたしました。 このほかにも建設の際には工事用道路、管理用道路、法面などがありますので、 宇田郷地区の町有林などの民有地なども対象になってくるのではないかとは 思っております。また、情報公開でありますが、先ほどの「賃貸証明書」につ いては、事業の認定を経済産業省から受けるための必要書類であり、事業採算 性の面で有利な風力発電の固定価格買取制度については、令和2年度が最終年 度で、売電期間が20年間、売電単価1kw当たり18円となっており、全国の事 業者からはかなり駆け込み的な申請があったようでありますが、あくまでも手 続き的なものでという認識であり、事業の検討を進めてみてもいいですよとい うもので、何も事業の後押しとか確約ではありません。また、事業者がFIT の認定を受けたことについては、これは確かに大きなハードルのクリアではあ りますが、あくまでも事業の前提条件であり、強いて言えば、事業者から住民 説明会等で説明されるもので、何も町からお知らせするようなことではないと 思っております。

次に、萩市にある土地、山林1,615㎡についてでありますが、これは萩市福 栄平原にある中国電力の大井川発電所そばの中国電力ネットワーク福栄変電 所付近の土地で、(仮称) 阿武風力発電事業から生じた電力を事業者の送電線 を通じて送り、ここで、送電事業者である中国電力ネットワークに接続するための施設用地であるというふうに思われます。

最後に、経済産業大臣からの勧告が出るまでの展開についてでありますが、冒頭申し上げましたように、現在、環境アセス手続きの第2段階、「環境影響評価方法書」の経済産業大臣の通知が事業者にあり、アセスの調査項目、調査の手法の選定がなされたところであります。事業者から聞いている情報では、これから実際に環境調査が1年以上にわたって行われ、第3段階である、「環境影響評価準備書」の作成となりますが、予定では令和3年の12月頃に環境評価に着手するとともに、令和5年(2023年)4月頃に公告、縦覧、そして住民説明会が開催される予定と聞いております。そして、これに関しても住民意見、町長意見、知事意見、さらに、経済産業大臣勧告があり、それを踏まえて、令和6年(2024年)5月頃に最終となる、第4段階の「環境影響評価書」が公告・縦覧され、問題がなければ事業着手となり、令和7年(2025年)3月の着工、令和9年(2027年)12月の完成、3ヶ月の試運転を経て、令和10年(2028年)3月に電力供給開始が最短のスケジュールだというふうに聞いております。以上で答弁を終わります。

- ○議長 5番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。(5番、清水教昭議員「3点ございます」という声あり。)
- ○議長 はい。5番、清水教昭君。
- ○5番 清水教昭 それでは、3点ご案内いたします。まず、1つは風力発電の「事業計画認定」、これはいつ頃ありましたかという、先程少しふれられたようですが、皆様方の机に資料があると思いますが、この資料ですね、この資料が参考になると思います。ここに、2021 年 3 月 10 日とあります。この時点で認定がされたわけです。そこでお聞きします。認定をされたらですね、当然、

経済産業省の方から事業者に報告があります。事業者に報告があれば、今度は 阿武町に報告があります。では、阿武町のどこの職場に、いつ頃ありましたか ということですね。個人名は、あえて聞きません。どこの職場にも。そして、 このような重要な事をどうして公開されなかったのですか、ということを、ま ず1点目にお聞きします。2点目、次にこの資料です。土地の借入額借用書準 備同意書の押印手続きについてです。土地を貸す準備があるのであれば、阿武 町の管理地については、十分に私は理解が進んでいると判断します。そこで、 阿武町には、この状況に応じた印鑑が存在すると考えます。当然ですね。今回 のように経済産業省に提出するような資料には、どのレベルの印鑑が使用され ましたか。合わせて、このように重要な資料に押印した時点で、行政としてこ の事業に賛成、ほぼ賛成ね、ニュートラルではありません。ほぼ賛成として見 なして良いのかどうか、お聞きします。そして3点目、阿武町の管理地の広さ についてです。ここがポイントになります。はじめ風力発電は、このような想 定地がありました。こういう所につきますよという13基ですよね、ありました。 そして、それに基づいて町の管理地を調べたのがこの表です。ここで、ご質問 いたします。阿武町がここで西白須山、10556の11の広さは291.300㎡ありま す。この表に書いてありますね。一番上、そして問題は、それに対して水穴 10699-7 の広さは、地籍上ではほぼ同じ広さなのに 8,933 ㎡しかありません。だ から皆さんにお配りした資料の地籍図上では1番と6番です。1番と6番が合 致します。この地籍上では、まったく同じ、ほぼ近い広さ、むしろ6番の方が 広いにも係わらず6番は8,933 ㎡しかありません。この差がなんと約28万㎡あ ります。このような事に気付いておられたのかどうか。そして、気付いておら れて、きちっと経済産業省に資料をお出しになったのかどうか。いや、気付か なかったよ、間違っとるよと言うことであれば、今後どうなさるのか、ご質問 いたします。以上3ポイントです。

#### ○議長 町長。

#### ○町長 (58分02秒から58分25秒の間、解読不能)

先程の答弁の中で申し上げましたように、FITの申請をするに当たっての、 仮の同意と言いましょうか、色々な条件をクリアするのであれば、それは貸し ても良いですよということでありまして、玄関の戸をたたく、その行為につき まして、私は、はじめから事業者が電力事業を法令に基づいて健全な形で事業 活動されることについて、入り口から拒否するという気持ちはありません。こ れは、正に公正なことでありまして、その入口からですね、これを拒否する、 反対するという行為こそニュートラルで無いと私は思っておりますので、門戸 をたたかれることにつきましては、それについてはやぶさかでないと、そうい う意味で同意をさせていただきました。そして先程のご質問でおっしゃいまし たように、それが中を見て、それが、我々が求めている、例えば健康被害であ ったり、あるいは自然破壊であったり、そうしたものがあるというふうに認定 されれば、もちろんこれにつきましては契約をいたしません。土地の賃貸もい たしません。そのことは契約の中に担保するものではないというふうに、先程 申し上げましたように書いてありますので、いつでも、これを貸しませんとい うことはできると言うことであります。繰り返しになりますけども、正常に法 令に基づいて事業者、あるいは企業が色々な事業活動をされる。それが、風力 発電であれ通常の事業活動であれ、色々な事をやられるわけでありますが、そ れを門前払いして、戸をたたくことすらさせないうことは、私はむしろ、大変 公正で無いというふうに考えておりますから、基本的にそのような形で今まで 長いこと進めてきたわけでございます。後は担当課長の方で答えさせます。

#### ○議長 まちづくり推進課長

**○まちづくり推進課長** 清水議員の再質問第1項目目でございます。事業者の 方から日立サステナブルエナジー、現在HSEでございますけれども、いつ連 絡があったかということでありますが、経済産業省からの認定通知は先程申し上げました2021年3月10日でございます。で、HSEの担当の方から、まちづくり推進課の担当の方にメールで3月17日にお知らせがあったところでございます。そして、第3項目目でございます。結果として、ほとんどが阿武町の土地、それも町有林ということでありますが、あの、清水議員が作っておられる図面の一番後ろに色塗りがしてありますけれども、当該地はちょうど山の尾根稜線に風力発電機を設置すると。で、その基礎部分がこのたび申請にあたっては町有地の方ということでありますけれども、作業路、工事用道路含めてですね、どちらになるか、ふれるかというような所がですね、ちょっとずれれば民有地、町有林ということになります。そういった中で、申請にあたっては日立さんの方からですね、阿武町の土地がかかるので、その同意にかかる賃貸証明書、条件付きになりますけれども、発行してほしいと言うことでありましたので、先程、町長が申されました印鑑をついて町有林管理の農林水産課の方から提出されたと聞いております。

○5番 清水教昭 答弁が全然されていない。一つは認定されたのに、どうして公開しなかったのか。全然、答弁されていませんね。そして、合わせてこの土地の平米数の違い、これがあらかじめ分かっていたのか、分かっていなかったのかね、その辺を質問しましたね。その辺全然、答弁がありません。答弁をお願いします。まだ2回目が完了していません。

○議長 まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長 なぜ情報公開しなかったのかということにつきましては、冒頭、町長から回答があったと思っております。当事者であるHSE株式会社の方から、お知らせをされることでありますし、私どもは手続きの一環であるという認識でありましたので、そこまで必要があるという認識はありません。それと、面積につきましては、そこまでは承知しておりません。

○議長 再々質問はありますか。

○5番 清水教昭 面積のことに関しては承知しておりません、承知してない のに、これをどうして申請したのかというそこが問題、これだけ、もう約28万 m<sup>2</sup>、それぐらいの土地の違いをね、承知しておりませんと簡単に言ってもらっ たら、阿武町って、どうしてこんなずさんな日頃も仕事をしているのというこ とになりますよ。きちんと把握してください。でないと、どっちがいいのか悪 いのは分かりませんよ。阿武町が正しいのか、いや、たまたまこうなったのか どうか分かりません。どうするのか再々質問でお聞きします。それから再々質 問に入ります。今度は、その時には共有林がたくさんあります。これだけの方 の共有林がある。そして、それを色別に表示したのがこれです。ほとんど阿武 町の土地に色がついていて他の土地には色がついていない。それが良い悪いは 別問題、だからどういうことかというと、環境影響評価方法書の住民説明会の 資料の、事業実施想定区域では事業の仮ポイントは確定でなく想定でできてい ます。これは間違いないですね。しかし、事業計画認定書から発電施設の所在 地が判明されて、阿武町の管理地も今回分かったわけですね。そうすると、事 業の仮ポイントが全面的にそこに設置されています。そうすると、想定区域内 に阿武町の管理地に多くの共有林があるんですね。そこで、例えば郷集落が3 筆です。そして、平原集落が1筆、元浦今浦集落が11筆、つづら集落が2筆、 そして井部田集落が1筆、230世帯です。宇田郷地区は7月末現在で271世帯で す。84.8%の方がここに携わっています。これには尾無、惣郷は入っていませ んからほぼ100%だと思ってください。従って、ここらの方は、説明会では町 長やまち推の課長がおっしゃったように概ね賛成のような意見も出ていたん です。しかし、もうつかないと言った途端、もうこの落胆は払拭できませんよ。 人の心とか人情は協力金が出たとしても代えられません。今日までの情報公開 をしてきませんでした。今後の対処方法をお聞きします。以上、2点です。

○議長 まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長 先ほど申し上げましたように、風力発電機13基、今予定でありますけれども、これについては、阿武町地内に11基、そして民間の土地の上に2基ということで予定はありますけど、これはまたアセスメントの状況によっては、基数の減少であるとか移動であるとか、小さな場所の変更とかいうことは生じてくると思いますけど、それはそれとして、風力発電機を作るにおいては、必ず道が要ります。で道と同時に法面等も生じて参りますので、今の予定地であれば、宇田郷共有林ですね、こちらの方には必ずかかってくるものと思っております。先ほどの面積の話については、土地の貸し付けについて当課において発行しておりませんので、私の方では承知しておりません。

○5番 清水教昭 議長、全然答弁になっていない。もう口頭で済ませますから、もう一度冷静にお聞きください。もうこれだけの宇田郷の共有林のお持ちの方につかないんですよ。若干の移動はあるにせよ、ほぼ阿武町の管理地につきます。だけど、宇田郷の人たちは、大きく移動が出てつくだろうと思っている。これが等高線がある地図とか航空写真で見たら、もうつく場所は分かるんです。他にはつきません。それはだいたい分かるんです。そういう答弁を聞いているんじゃないんです。私は、今日まで情報公開をどうしてその時点でしなかったのか、5月の時点で。だから住民はえーっと思うわけです。だからこの辺を答弁してくださいと言ったんです。そしてもう一つは、わずかな土地ではないんですよ。ものすごい土地の誤差がある。この誤差を平然として行政として見逃すのかどうか、おかしいですよ。28万㎡ですよ。どこが責任を持つんですか。例えば1つを1万円で換算したら8,400万円くらいになる。これが、善意の第三者が取得したら大変なことになるんですよ。それを知らないで過ごすかということです。これが私の質問です。

#### ○議長 町長。

**〇町長** まず、面積についてでありますが、これはプロットするところの地積 であって、実際にこれが契約ということになると、この内のどの部分という契 約になると思いますから、これがまさか何万㎡とかの契約をするはずもありま せんし、ご承知のように町有林は1筆が大変大きな筆でありますし、小さいも の、あるいは民地から町有地に変わった所もあります。この何万㎡というもの に例えば機械を設置するということはあり得ません。まずは柱の位置はもちろ んでありますが、その周辺のいわゆるその肩の部分、あるいはそれに関連する 道路、そういったものが契約の対象となると思っておりますから、そこら辺は 勘違いでしょうか、この筆全体で契約するなんてことは当然あり得ませんし、 そこは思い違いかなというふうに思っております。私の方としては、契約する のは、あくまで柱の土地と柱の肩(ブレード)の肩とその周辺、そしてその柱 を監視する監視施設くらいのとこかな、それと、もちろん進入路であったりそ ういったものは契約の対象になると思っております。それから、情報公開の話 でありますが、先ほども申しましたように、FITの認定あたりにつきまして は、正に今入口の話でありまして、私どもとしては、大事な事は、環境影響評 価の色々な段階で、健康被害であったり、色々懸念されている事がしっかりと 払拭できる、これを確認することが最大のポイントでありまして、極端な話、 面積が今のような、何万㎡の内なんぼなんでしょうけど、一応全体で位置はこ うですよという話をしているだけであって、そういったものよりも、むしろ、 中身の問題は、本当に私ども思っている事と清水議員が思っている事と同じ事 だと思っております。健康被害であったりそうったものが皆さんに無いように、 その事は万全を期さなければいけないと思いますし、また、一つ町有林が多く なったのではないかな、これはあくまで私の個人的な推測でありますが、山で ありますから尾根があります。で、だいたい尾根境で所有権が変わって参りま す。そうした中で、尾根から海側は、多分宇田郷地区の方々の共有林が相当あ

るんだろうと思います。そして、その中で尾根付近に建つわけですから、色々と懸念されておる土砂災害、あるいは水が流れて海に出ていくという話など色々あったわけでありますから、そういったものの、公約数の中で尾根よりは少し際くらいの所にちょっとされたのかなというふうな思いでありまして、これは、今からきちんと細かくやっていく中で詰めていく問題であって、あの時点でそこまで皆さんに情報公開するということまでは、私は必要ないと思っております。

- ○議長 それでは、1項目目の質問を終わります。続いて2項目目の質問を許します。ご登壇ください。
- ○5番 清水教昭 それでは、質問事項の2項目目は、残土処理場から土石流 災害を防ぐために、で進めます。

木与防災事業の残土処理が 60 万㎡になると示されました。現在までに約 10 万㎡を処理し、残り 50 万㎡が残っています。このうち奈古地区上郷で約 20 万㎡、残り 30 万㎡が宇田郷地区の惣郷にやってきます。この残土処理場について、質問をいたします。

①残土処理場が決まるまでの経緯について

残土処理場が、惣郷の御山神社の裏山から尾無の墓地がある谷間となっています。ここに決まった経緯をお聞かせください。あわせて、ここでなければいけない理由を教えてください。

②残土から土石流災害を防ぐ設計仕様について

残土が流れ出さないようにする通水路、全体を支える堰堤、また搬入口、 搬入通路について、どのような設計図を描いているのかお聞きします。

③伊豆山地区から活かされる災害対策について

静岡県熱海市の伊豆山地区で起きた土石流災害から何を学び取り、今回の 処理場に何を活かされますかお尋ねします。 以上、質問内容は、3点になります。町長のお答えをお願いいたします。

○議長 ただ今の5番、清水教昭君の2項目目の質問に対する執行部の答弁を 求めます。土木建築課長。

○土木建築課長 それでは、「残土処理場からの土石流災害を防ぐために」、についてお答えします。

はじめに、「残土処理場が決まるまでの経緯について」であります。木与防 災事業にかかる残土の処理地の選定につきましては、町の幹線道路でありなが ら、脆弱な国道191号の代替路として整備される木与防災道路は、町にとって は必要不可欠で、早期着工、早期完成を強力に推進してきたところであり、町 として積極的に協力することは当然であります。そのため、工事の着手前に、 国土交通省から町に対し、候補地の選定に関する照会があり、工事現場から比 較的近く、ある程度まとまった量の土砂が搬入可能等の条件の中から、複数箇 所を候補地として提示したところであります。その後、国土交通省において現 地踏査を実施され、候補地の中から、国土交通省の管轄である国道から大型車 が直接搬入可能で交通安全に対する管理もしやすいことなどから、既に議会で も現地踏査をしていただいた国道191号・惣郷トンネルの宇田より南東方向の 谷地を、候補地として選定されました。ご承知のように、当地は、谷筋に沿っ た棚田上の耕作放棄地で、国道から町道王子ヶ坂惣郷線までの約500メートル でありますが、事前に地権者及び関係自治会長へ造成計画を説明し、了解をい ただいた上で決定されたところであります。なお、土砂搬入のため、国道から 町道王子ヶ坂惣郷線までの間に工事用道路が設置される予定ですが、地元の皆 さんの要望に応じ、事業終了後も、この道路を残しご活用いただくこととなっ ています。

次に、「残土から土石流災害を防ぐ設計仕様について」であります。盛土計画につきましては、全て国土交通省で行われますが、国土交通省等の公共機関

が道路の設計を行う際に使用する公益社団法人・日本道路協会が発行する土工 指針に基づき、山陰道本線の道路盛土と同じ構造基準とされているところであ ります。一つあたりの盛土は、台形上の四角錐台で幅は現況の谷幅、縦方向の 水平距離は 50m前後、高さは 7.0m、端末の法面勾配は 1 対 1.8 で、上流から 下流にかけ合わせて8つの盛土を計画されているところでありますが、全体の 高さを水平距離で除算した盛土勾配は約 11%程度になり、これは、土砂搬入の ための工事用道路の勾配と同等で、ダンプトラックが余裕をもって登れる緩や かさで、安全な盛土勾配と聞いております。また、盛土の施工においては、一 回の仕上げ厚さを 30 cmとし、その都度転圧を行うこととされていますが、元々 棚田で現地盤が水平であるため、垂直方向に転圧をかけることが可能で、高強 度の盛土造成が期待できるものと考えております。さらに、安全な盛土を造成 するために重要なポイントとなる排水処理についてでありますが、当谷地の中 央付近に流れている現状の水路については、盛土の地下排水路として、口径1 mの丈夫な高密度ポリエチレン管を設置し、また、湧水や水が集まりやすい箇 所においては、口径 30 c mのポリエチレン製の有孔管を設置し、盛土内に染み 込んだ水を積極的に排水する構造としています。また、盛土を仕上げた後の表 面水は、現状の水路と同じ位置に同断面程度のコンクリート製の開水路を設置 し、排水処理を行う計画とされています。

最後に、「伊豆山地区から活かされる災害対策について」、ということでありますが、報道等によりますと、当該場所は、とても急峻な谷地で1箇所で50mという高さや、排水対策も不十分であったこと、さらに、産業廃棄物も混じった違法な施工等が大きな要因であり、当惣郷地区とは次元の違う状況ではあると認識しているところであります。しかしながら、伊豆山地区で起きた土石流災害の原因究明については、報道によると現在専門家による検証が行われていると承知しておりますが、結果については国土交通省も注視していると聞いて

おります。本町としてもしっかりその結果を今後の参考にしたいと思っております。 以上で、清水議員2項目目の回答を終わります。

○議長 5番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。(5番、清水教昭議員「はい2点ございます。」という声あり。)

○議長 はい。5番、清水教昭君。

○5番 清水教昭 まず、住民への説明会です。残土処理場のすぐ下には、国 道 191 号があります。その下にはすぐには民家があり、そこを越えれば、JR 山陰本線が直近します。山陰本線を越えるともう尾無集落にドバッと流れるわけです。住民説明会はどう考えているかご答弁願います。2点目、搬入時に発生する振動からの被害補償です。ダンプカーで残土を運ぶ際に、搬入の振動が広域に伝わります。そうすると隣接する尾無集落の墓石が転倒したらどうされますか、合わせて御山神社の屋根瓦がズレたり、神事に使う井戸の湧水が枯れたりした場合どうされますか。以上2点です。

#### 〇議長 土木建築課長。

○土木建築課長 残土処理場の整備に関する事業説明会は、私も同席し、令和 2年12月3日に事業概要を説明、令和3年4月22日に計画の説明会を開催し、 地権者や関係自治会長へ造成計画を説明し合意をいただいているところであり ます。今後、国土交通省では、土砂の搬入に際しては、着工前に説明会を開催 し、事業中においても適宜整備状況をお知らせするなど、情報提供を行う予定 だと聞いております。次に、盛土の搬入は一般交通も利用している国道 191 号 から搬入されます。今現在、特に御山神社からは距離があり、谷も違うことか ら、国土交通省では調査を行う対象家屋等は想定されていません。今後、残土 処理場整備に伴い、事業損失の発生が見込まれる場合は、対象物の事前調査、 事後調査を行い、工事との因果関係を整理し、工事の影響と認められた場合に は、国の補償基準に基づき、補償することと聞いております。 以上です。 ○議長 5番、再々質問はありますか。

(5番、清水教昭議員「ありません。」という声あり。)

- ○議長 はい、それでは3項目目の質問を許します。ご登壇ください。
- ○5番 清水教昭 質問事項の3項目目は「2級河川の水害から住民の被害を 最小限にするには」で進めます。

7月7日、8日、9日の大雨と8月12日、13日、14日に大雨が降りました。 氾濫危険水位まで到達寸前でした。この雨の水害から住民の生命と財産を守る ことが大切です。この阿武町には2級河川が5本ありますが、今回は郷川・宇 田川・白須川の質問をいたします。

①郷川に繁茂している雑木の伐採について

郷川は他の4本の2級河川に比較して、雑木と暖竹が繁茂し過ぎて、住民の手には負えない状況になっています。災害は起きてからでは遅いです。危険の予知が高いところから行動を起こすことが大切です。従って、郷川の雑木伐採は町の費用と業者を活用してはということです。県の土木事業を待っていては手遅れです。岡田橋・柳橋、八幡橋、新八幡橋付近の雑木はもう最悪です。どのような処置をされるのが最良なのかお聞きします。

②萩土木の事業概要への取り組み

県の萩土木の今年度事業概要をみますと、阿武町は 6,500 万円です。そこで河川に限定すると、片東川が 3,100 万円、郷川が 1,300 万円、大井川が 1,300 万円で合計 5,700 万円です。これに対して、萩市全域の河川事業費の合計は、いくらになりますか。また、事業をする河川の 1 本あたりを比較すると、萩市と阿武町ではどうなりますか。 2 点目、この金額を把握した上で宇田川と白須川の堆積土砂の浚渫を、計画的に取り組んでもらえないのかお聞きします。

以上、質問内容は2点になります。町長のお答えをお願いいたします。

○議長 ただ今の5番、清水教昭君の3項目目の質問に対する執行部の答弁を

求めます。土木建築課長。

○土木建築課長 「2級河川の水害から被害を最小限にするには」についてお答えします。

はじめに「郷川に繁茂している立木の伐採について」でありますが、議員ご 指摘のとおり、奈古地区の郷川については、葦や暖竹の繁茂のみならず、野良 生えの立木が大きく成長している状況にあり、このことについては、町としま しても大変心配しているところであり、県に対しては、かねてより川底に溜ま った土砂の取り除きと併せて、立木の伐採についても町長名で要望書を提出し ているところであります。また、去る6月30日に、土木建築事務所から令和3 年度の事業説明に来られた際にも、町長が直接、同河川の立木撤去のお願いを いたしたところでもあります。なお、これを受け、萩土木では早速現地を確認 していただき、郷川の岡田橋から新八幡橋までの立木については、要所要所に おいて、出水時期が過ぎた後になりますが、伐採を実施する計画であると聞い ているところであります。次に「萩土木建築事務所の事業概要への取り組み」 についてでありますが、具体的には萩十木建築事務所管内における河川事業費 の合計から、河川1本あたりの費用を割り出し、管内市町と阿武町を比較する とどうなのか。また、この金額を鑑み、宇田川と白須川の堆積土砂の浚渫を計 画的に取り組んでほしいということであります。まず、萩土木建築事務所から の説明によると、管内全域の河川事業については、これはあくまでも当初予算 の段階でありますが、件数が30件で、事業費は4億4,100万円であります。こ のうち、堆積土砂等の取り除き等にかかる事業については、全体の件数は20件、 事業費については1億1,000万円で、このうち阿武町管内におけるものは4件 の 2,600 万円で、事業費の割合でいえば阿武町分は全体の 24%程度であります。 ただ、河川数や延長、また、河川勾配や曲線の大小等、それぞれの河川が持つ 脆弱性等の条件はそれぞれ河川毎で異なるわけであり、事業費の割合を単に管

内別、河川別等で比較したり、事業費を均等に振り分けることは適当ではないと考えるところであり、河川一本あたりの事業費については差し控えさせていただきます。ちなみに、おおよそではありすが、県のホームページでは、管内全域における県の管理河川の数は79本、距離は343kmになりますが、このうち阿武町管内は10本、49kmで、阿武町の比率は13%程度となります。なお、宇田川、白須川を含め、町内における県河川の浚渫等管理にかかる要望は今後も行って参りますし、特に危険な箇所があれば、適宜、個別にも要望をして参りますので、ご理解をよろしくお願いします。以上で答弁を終わります。

○議長 5番、再質問はありますか。

(5番、清水教昭議員「はい」という声あり。)

- ○議長 5番、清水教昭君。
- ○5番 清水教昭 1点目、郷川に特化した事業の取り組みです。先ほどの答弁で、県の方と伐採するとして、というご案内がありました。だけど、それを待っていたらいつになるか分からないというのが現状なんです。だから、県の費用と町の費用を絡めて取り組みができないのか、例えば、雑木だけであれば早めにやってしまう。後は浚渫は県でもいいんじゃないですか。そういう工事区分の選別をしての取り組みができないのか、ご答弁願います。2点目、県の萩土木に対する折衝の仕方です。県の萩土木への働きかけは十分分かりました。しかし、従来と同じやり方では、もう事業は前に進みませんよ。全く。もっと活動を見直すことが必要と考えます。どのようにお考えか。
- ○議長 土木建築課長。
- ○土木建築課長 県河川における浚渫等を町の経費でも実施しては、とのご提案と受け止めました。ただ、最低でも、数百万円、場合によっては1千万円以上の費用を、果たして町の経費として支出するべきなのか。また、このことは河川のみならず、道路で言えば国道や県道も同様のケースが考えられるわけで

ありまして、町は町として管理する河川や町道等が多数ある中、予定外箇所への支出により、本来管理すべき町の施設への対応が疎かになっては本末転倒であり、さらに、そんなことはないと思いますが、少し穿った見方をすれば、放っておけば町がやるという既成事実を作る事になりますので、やはり管理者の所管という原則は堅持することが重要であり、慎重な判断が必要であると思います。このことについては、今後、各関係者の皆さんと協議しながら検討させていただきたいと考えておりますので、ご理解をお願いします。次に、先ほども説明しましたが、今回、郷川の立木伐採の新たな施工については、萩土木建築事務所の事業説明時において、町長が直接写真等を示しながら、強力に依頼した結果だと考えています。これまでも、町長は国土交通省や県庁に直接出向き、直談判も行っているところでありますが、これからも、重要な事業については、これまで同様、適宜行われるものと考えております。以上で終わります。

休 憩 10時27分

ここで、会議を閉じて10分間休憩します。

再 開 10時36分

○議長 休憩を閉じて休憩前に引き続き一般質問を続行します。次に、1番、 市原 旭君、ご登壇ください。

○1番 市原 旭 それでは、既存の農業の継続と今後の展望について伺います。町長は、新しい令和の時代は、阿武町の基幹産業である農林業の振興を力強く推進していく、正に1次産業元年であると言われました。そこで示された施政方針では、スマート農業の推進、奈古地区の圃場整備、農福連携、キウイフルーツや無角和牛のブランド化、魚の付加価値向上と流通改善、自伐型林業

などを挙げられています。どの事業も実際に動き出しており 以前から町長の 言われる種を蒔いて芽が出て来ている状態であるように感じています。新たな 取り組み、試みも含め、それらが実を結び 更なる産業の振興に繋がる事を願 って止まないところでもあります。

① そんな中、私が今 不安に思うことは、ごくごく普通、当たり前に続いて 行くだろうと思い込んでしまっている既存の農業に対する不安です。このま ま、いつまで続けて行けるのだろうかという懸念です。随分以前から多くの 農家では、稲作の収入だけでは生活が厳しく国の転作奨励も相まって水稲以 外の野菜の栽培も行ってきました。やがて法人化が進み、水稲は集団化、団 体で生産されるようになり、梨やキウイフルーツ、すいか、ほうれん草、白 菜など阿武町の顔として認知されているいわゆる特産の農作物は、個人農家 で守り育てられてきました。10年ひと昔と言いますが、個人で農業をされて いる方が激減しています。今、農家を取り巻いている環境は、正に逆境であ ります。農家の主たる収入源であった米価の下落。逆に農機具や肥料農薬や 資材の経費は嵩んできました。さらに、追い打ちとなる気候変動、これまで に経験した事のない大雨、巨大な台風、激しく乱高下する気温。正に、農家 を続けて行ける事すら奇跡ではないかと思えるほどの困難な状況です。そう いった状況だから当然でありますが、そんな仕事には就きたくないという気 持ちも分かります。担い手、後継者不足であります。今、農業を取り巻く環 境は、劣悪というに等しい状態ではないでしょうか。以前は、阿武郡北部の 野菜畑、米倉と称された事がある福賀地区ですが、今では、多くの生産部会 が数軒、数人の状熊に陥って機能を失い消滅に至っています。個々の農家で 栽培されてきた特産品が、今、正に風前の灯火です。「高級すいか」として 県内外にも知名度が高い「福賀すいか」も農家数僅かに5件。スイカのみな らず それぞれの農作物が特産を名乗るまでには、農家とそれにまつわる関

係者が、長い歳月をかけ努力と改善が結集し今がある事を肝に銘じて今後の 展開を検討して行かねばならないと思います。さて、これまで農業は、「跡 取り」という家業を引き継ぐ事で守られていた部分が少なくありません。先 程述べた環境下に加え、世間の風潮からも汚れる、肉体的、体力的に辛い、 経営が不安定等多様なリスクがあるため、農家に生まれた者でさえ相続を放 棄。都会のサラリーマンを選択し そこで持ち家を得て、老後はそこで暮ら すといった方々がほとんどであり、全国的に「世襲」という言葉は、国会議 員以外ではほとんど耳にしなくなっています。ただ行政としては、この「現 状」をそのままで放置して置くわけには行きません。「担い手、後継者」に 着手して行かなければ持続可能とはなりません。国や県、また阿武町でも、 「事業承継」といった制度があります。阿武町では、商業系の制度であるよ うですが、農業をはじめ一次産業に拡大される事を望みます。制度があれば 後継者を親族間のみならず、第三者にまで拡大し後継者獲得の一助になると 考えます。一次産業者の技術は、短期間で得たモノではなく 長い経験とた ゆまぬ努力の結晶です。新たに始めるのではなく伝えていく、引き継いで行 く事に大きな意味があると思います。町長のお考えを伺います。

② 次に、劇的な環境変化の中、自然を相手にする事が宿命といえる一次産業。雨、雪、風、干ばつとあらゆる危険性と対峙しながら仕事をして行かなければなりません。先般の大雨で自然災害の被害を受け、圃場の畦畔が一部崩落をいたしました。こういった場合には、どのような連絡を何処にするのが良いのか。今回は、役場支所と農林水産課にしましたが結局対応部署は、土木建築課でありました。担当課長自ら現地を確認、非常に早い対応でありました。こういった案件の場合、どなたであろうと現場に赴く事が大切だと思います。さらに大切なのはその後の対応です。修復に対する補助金制度があるか無いか、該当するのであれば個人負担は幾ら位なのか。復旧時期等できる

だけ早く知りたいと思われています。補助対象にならない場合もあるでしょう。その場合も、連絡をいたずらに延ばすのではなく、対象にならない旨の明確な理由を端的に知らせるべきだと思います。正確に早く、具体的を基本に、仮に実行に時間がかかるのであればその理由と目安となる時期を当事者に伝えるべきだと思いますが、町長のお考えを伺います。

さて、個人の農家だけではなく、農事組合法人とて問題は多く抱えていま す。個人で生産し農協に出荷していれば良かった頃には、安心で安全な上位 の等級のお米を生産する事だけで集中していれば良かったのですが、法人と なると、そこに経営といった考え方がプラスされてきます。成り行き任せで はなくきちんとした経営意識を持たないと持続可能な組織にはなり得ませ ん。一定程度の管理面積を持つ法人組織は、それ自体が地域そのものであり、 法人を持続できないとなれば、地域崩壊と等しく大変責任の重い存在だと感 じています。稲作は、農作物の中でも最も機械化及び栽培技術が進んでいる と言えます。近年、農機具は、スマート技術搭載したモノが多く販売されて いて、ますます安全に快適に便利になっています。人の手を煩わすことなく データ収集が可能になり そのデータを蓄積し次作の栽培に貢献できたりし ています。めざましい技術革新と言えると思います。これまでの農機具自体 も相当高価でした。それに最新の技術を搭載したことにより、とてつもなく 高価になっています。個人では、いくら長期間使ったとて採算の合う話では ないでしょう。それが、いくら法人化した会社であったとしても、おいそれ と購入できるモノではありません。以前から阿武町は、海岸部、平野部の宇 田郷、奈古地区と山間部の福賀地区に位置し田植え、稲刈等機械の稼働期間 にずれがあります。この時間差を利用できれば、機械の貸し借り、農機具シ ェアも可能ではないかと思います。さて、そこで以前農林水産課で検討され ていた阿武町農事組合法人連合体の件について触れます。大変興味深い内容

でした。内容を要約すると、平成9年の「(農)うもれ木の郷の農事組合法人設 立以来、町内、7つの農事組合法人が設立されている。各法人がそれぞれの 地域性を活かして経営をされている。法人設立から時間が経過し、機械の更 新期に入るが負担が大きく更新が難しい。この事は町全域において防除作業 を始め農業の基幹作業を受託している(有)ドリームファーム阿武とて同様 であり、機械の老朽化は避けられない状況である。ついては、町内の農事組 合法人とドリームファーム阿武の連合体を作り、農機具や資材の連携を図っ て行く」といった内容でありました。先程も述べました農機具シェアですが、 現状では難しく思います。何故ならその間を調整する機関、調整役がいない からです。この阿武町農事組合法人連合体、名称は仮称であっても、内容は 具体性があり5年先を見据えて今動き出すか、もしくは10年経ってもその 存在すら無くて少々の無理をして立ち上げるかといった組織であり、避けて は通れないものだと、正直読んだ時にそう直感しました。文中の中核を担う モノについては、議論の余地はありますが、法人間の連携と調整役の設立は、 5年先を見据えてすぐにでも着手すべきだと思います。町長の見解を求めま す。

② この仮称連合体の資料にも書かれていましたけれども、トラクター、コンバイン、田植機といった主要な機械は、全部シュアとは行かないと思います。 最低限の台数は自前で所有したとして、その他トラクターに付属するアタッチメントなどの作業機、肥料や土改剤を散布するものなどは、使用期間も短期間で、安易に共同利用できると思います。例とし挙げてあった堆肥を蒔くマニアスプレッターなどは、利用頻度が低い上に比較的広い格納場所が必要となります。堆肥の影響で腐食しやすく、従って雨ざらしも厳禁でありなかなかの厄介ものです。是非、こういったモノは組織で購入すべきだと思います。他にもこういった組織で購入を是非検討して欲しい作業機に、水田の均

平化ができる機械があります。複数の法人の方々が口々に、田んぼの隅が深くなって稲が水没して枯れた、圃場の高低がとれないので除草剤が効かない、とよく言われます。均平にするには、水平に照射されたレーザー光を利用しそれを基準とし、その光を建築機械でもあるブルドーザーが受光し均すモノ、同様の仕組みで大型トラクターのロータリーで行うモノもあるようです。他にもドローンを使い地表の高低を測定するシステムや、鳥取県農業試験場の圃場の高低をレーザー測量機で計測し、パソコンで解析する仕組みを開発したなどの情報もありました。さらに導入を検討すべく作業機を挙げると圃場の石を取り除くストーンピッカーという除礫機や、圃場の水はけを良くするサブソイラーなどがありますが、いずれにしろこういった汎用性は低いがあれば相当助かる作業機、アタッチメントの類は、こういった組織で購入しシェア、あるいは中核となるオペレーターを配置し運用すべきだと思います。単独で購入する程の余裕はありませんし、また格納場所にも困ります。

⑤ 連合体組織の可能性は、機械購入だけにはとどまらず、人材といった部分でも活かされると思います。具体的には、後継者の確保が挙げられます。法人間で格差はありますけれども、何処でも共通して人材不足は否めません。設立からの月日、時間の経過は、イコール作業者の高齢化です。どの法人も人員の確保は待ったなしの状況であります。私の所属する法人では、従業員制度を取り入れ社員として雇用を始めました。県でも、担い手支援日本一総合対策事業として就農フェアを開催しています。これまでも数回参加しました。東京で行われたフェアで縁があって社員を採用しました。フェアに参加したからこそ出会えました。その件以来、例え急募でなくとも、参加が可能であれば伺うようにしています。先般、小郡会場でフェアがありました。コロナ禍であり、県外の方はオンライン参加ではありましたけれども、70名近くの参加があり関心の高さを感じました。就農に対する雰囲気を知るだけで

も参加する意味はあると思います。しかしながら、町内の参加法人は少ない というのが現状です。人員不足を感じられていても、こういったフェアに参 加する事は、ハードルが高いと感じておられるのかも知れません。急募でな ければ行かなくともよいのかも知れませんが、就農希望者の生の声、雰囲気 を得る必要はあると思います。相手を知らなければ対策も打てません。阿武 町からは、開催毎に農林水産課も参加しています。ですから町の雰囲気や概 ねの業務内容は伝わると思いますが、やはり当事者と代行では、出会いのチ ャンスがあったとしても、現場の経験者の言葉で対応するのが良いに決まっ ています。就農といった面では、連合体の役割は期待できると思います。今 後は、こういったフェアに連合体として参加する事も可能だと思いますし、 各法人の就農対策として、賃金や福利厚生、職場環境の整備のアドバイスを したり、農業大学校と連携を図り実習を受け入れ職場体験などを計画する等、 就農に対する可能性を広げて行けると考えます。また、阿武町では 1/4works 援農プロジェクトも連合体の業務とする事もありだと思います。期間が短期 であるため限られた仕事になるのは仕方がありませんが、短期間に地域を知 って貰う意味でも、幅広い仕事を経験して貰いたいと思います。そうすれば もう一度来てみたい、次来る時は、もう少し長く居たい、に変わるのではと 思います。広く町内の農業現場を知り得る連合体組織体ならではの、地区内 の幅の広い仕事の依頼もできるのではないでしょうか。

⑥ さて先程、各法人では人員確保(求人)が必要だと述べました。ですが残 念な事に 現場では「急募ではないが・・・・」と及び腰な但し書きがついてい ます。現行の作業従事者が高齢者とは言いながら、お元気で作業されている 現実があります。とは言っても未経験者が就労しても、即戦力とはなりませ ん。農作業は特にそうです。最低3年程度の研修期間と実践を経験する時間 が必要になると思います。作業者が不慣れな間は、どうしても既存の作業者 と重なる時期が発生します。指導時に経費の面からは人件費が倍必要です。 農の雇用事業などを利用する事も可能ですが、期間が5年でありますし、補助金が年を追う毎に減額します。せめて3年程度は同額であればと感じます。 こうした賃金が重なる時期の金銭的な補填が明確化されれば、積極的な雇用 につながると感じます。

- ① さて 法人が社員を雇用して一番困るのは冬場の作業です。先程述べた作業機を使った圃場の均平作業、除礫作業などは、冬場の圃場整備となりそうな作業です。以前、竹の伐採作業に取り組みました。大変でしたが農閑期の冬場に取り組める事業であり、手の空いた労働力の活用といった面でも助かりました。また、自治会で行えなくなった道の草刈依頼なども可能になるのではないかと思います。町と直結した位置づけの法人連合体であれば、情報も共有しやすく法人連携が強固になれば構成員の結束も強くなり、行える事業も幅広い仕事を受けられると感じます。県の補助事業等も積極的に取り組める環境になると思います。
- ⑧ 法人制度の陰で、法人が受け入れられない圃場の存在があります。先程述べたように、法人は経営をして行かなければなりませんから、法人には、収益の期待できない圃場は、極力引き受けをしないといった一面があります。農家にしてみれば、先祖代々が守り抜いた圃場であり自分の代でもそれを引き継ぐといった誇りも感じておられると思います。ただ自分が高齢化し、その土地で耕作する事が無理だと決心したにも係わらず、法人に預けたいとした時に受け入れを拒否をされてしまう。自分が耕作しなければすぐに荒廃地になってしまうのではないか、非常に複雑な思いがあると思います。連合体ができた際には、こういった圃場の再検討が可能になるのではないかと思います。また、そうあるべきだと思います。農地管理の最後の砦となるそんな位置づけの連合体の存在が必要だと思います。

- 9 さて、以前 教育委員会に関わった頃、地産地消にこだわった学校給食という事を検討し行っていました。学校給食は、安心安全は元より、一定の量とメニューにあった時期の対応、価格の安定が必要で個人の農家に依頼する事が難しかった記憶があります。法人連合体で3地区の圃場を振り分けてそれぞれの地域性、季節に合わせた学校給食向けの野菜畑を用意する事は可能ではないかと思います。また、道の駅といった大きな販路もあります。これまでも農産出荷者の協議会をされていますが、これからも ABU キャンプフィールドもできます。農家もこれまでのように、例えば白菜を広い面積で作り市場向にだけ生産するといった作付けから、学校給食、道の駅といった作付面積で、そこが求める多種多様な野菜を作るなど、アイデアを活かした農業も進めて行くべきだと思いますがいかがでしょうか。町長の見解を求めます。
- ○議長 ただ今の1番、市原 旭君の1項目目の質問に対する執行部の答弁を 求めます。町長。
- ○町長 それでは、市原議員からは、「既存の農業の継続と今後の展望について」ということで、9項目にわたる質問をいただきましたのでお答えいたします。

最初に、2020年の農林業センサスから高齢化に関する数値を見てみますと、15歳以上の世帯員のうち、普段主として自営農業に従事する、いわゆる基幹的農業従事者の平均年齢は、全国が67.8歳、山口県では全国で一番高くて72.3歳、阿武町は69.2歳となっております。また、2020年度の新規就農者は、全国で2019年1年前と比較して3.8%減の53万7,400人、そして、これに対して新規の雇用就農者は、雇用でありますからプラス1.1%の1万50人であり、この内49歳以下の就農者は、プラス3.8%であります。そして、このことは市原議員ご指摘のとおり、近年の就農の形態は、健康保険や年金など将来にわたる生活の安定な

どを考えた中で、雇用型の就農が増加傾向にあるということであります。こう した中、1点目のご質問でありますが、議員ご指摘のように、町では、業態そ のものが消滅する危機を伴う商工業の深刻な後継者不足の打開の一方策とし て、令和2年度に「阿武町事業承継支援奨励金交付要綱」を策定し、家族承継 には100万円、第三者承継には譲渡者、承継者合わせて最高200万円を支給する 制度を運用しているところであります。そこで議員のご提案は、同様の制度を 一次産業へ拡大してはどうかというころだったと思います。ご承知の様に、農 業に関しましては、中心経営体等の経営移譲を受けた上で、将来の経営発展計 画を策定した承継者に対して、上限で100万円を補助する国の「経営継承・発 展等支援事業」がありますが、法人による農地の集積が進行する地域の土地利 用の状況を勘案すれば、かなりハードルが高いということであります。従いま して、私といたしましては、もっとハードルを低くする必要があると判断し、 今年度から、担い手、新規就農者、後継者を対象とした農業の経営移譲に関し まして、移譲に必要な農機具等の購入、修理、又は資格の取得等でありますが、 こうした経費に対し、2分の1の補助率で上限30万円を補助する阿武町独自の 「がんばる農林水産業就業・経営等支援事業補助金」を制度化したところであ ります。

次に、異常気象に起因する災害発生時の役場職員の対応についてであります。 私の政治姿勢は「打てば響く、町民の一人ひとりに寄り添うまちづくり」であることは、議員もご承知のとおりであると思っておりますが、私も含めて、職員にも、事に当たってのいわゆるレスポンス、反応の早さが町民の皆さんの信頼を得る大きな要素であることを常に申しております。特に自然災害等により被害を受けられた方々は、物的にだけでなく精神的にも大きなダメージや不安を抱いていらっしゃるわけでありますから、先ずは声をかける、現場を確認する、そして、親身になって相談に乗り、対応するように指導しているところで あります。ご指摘の事例は、お盆過ぎからの長雨による、田んぼの畦畔の崩壊でありますが、耕作者は、災害復旧事業で対応してもらえるのか、いつ頃復旧工事を実施してもらえるのか等、心配な部分も多くあろうと思いますが、まずは現場確認、状況把握をしっかりした上で、今後とも確かな情報を、的確な時期にお伝えできるように対応して参りたいと思います。

次に、阿武町農事組合法人連合体であります。言うまでもなく、この連合体 を形成する目的は、各法人の独立性を保持した上で、重複する機能を統合する ことで、法人単体では確保し難い労働力等も一緒に確保し、構成組織に派遣し て不足する労働力等をカバーしようとするものであり、この連合体の中核を担 う法人としては、多くの先行事例では、新たな法人の設立という手法がありま すが、阿武町におきましては、既に農作業受託組織の有限会社ドリームファー ム阿武があり、防除ヘリをはじめ基幹作業用の農業用機械を保持していること から、このドリームファーム阿武を中核を担う組織として位置付け、今後必要 とされる共同利用機械につきましても、これに集中的に保持させ、共同利用機 械を活用した作業派遣や作業を担う人材の雇用、また、労働力が不足する法人 への派遣といった仕組みを形成して行くのが、この連合体を設立、運営してい く上で有利ではないかと思っているところでありますが、何れにしても、この 連合体の結成や仕組みづくりにつきましては、参加の意向のある組織の皆様の 意見をお聞きしながら、早急に着手するよう指示しているところであります。 次に、連合体で所有する共同利用機械の範囲でありますが、以前は、福賀地 区はコシヒカリが中心、奈古・宇田郷地区はヒノヒカリ等が主要品種であり、 基幹作業に1カ月程度のズレがありましたが、近年、町内の各法人は収益確保 と繁忙期の仕事の分散を兼ねて、多くの品種の水稲を作付けされており、特に 福賀地区においては、稲刈りが9月上旬から10月中旬頃までと、長期にわたる 状況となって参りまして、議員ご提案のとおり、基幹作業を実施する主要機械

であるトラクター、田植機、コンバイン等については、共同という位置づけは 困難であると考えています。従いまして、連合体では、最低限の主要機械を保 有するほか、汎用性のない機械を保有することが、本来の姿であろうと思って います。先ほどご紹介もありましたけども、例えば、堆肥散布を行うマニアス プレッダーや水田の均平を取り直すレーザーレベラー、また、ほ場内の石を取 り除くストーンピッカー、排水性を良好にするサブソイラー等々ありますが、 これらは、連合体で購入して、オペレータ付きで作業を請け負う方式を取るこ とは、法人にとっても大きなメリットにつながるものであろうと考えるところ であります。機械導入にあたっては、国や県の補助制度を有効に活用すること を最優先とすることは勿論でありますが、町としても最大限の支援について検 討して参りたいと思っております。

次に、農業法人の高齢化、人材不足と連合体の問題であります。農事組合法人連合体を形成する目的は、就業の受け皿となる法人の経営体質強化のため、複数の法人が連携して、規模拡大や共同作業を行うことであり、集落営農法人は地域の農地を守る機能を担い、一方で、連合体は所得と雇用の増大を担わなければなりません。つまり、連合体の形成により、さらなる規模拡大、コスト低減、そして複合化、多業化を目指し、そしてこれにより若者の雇用が可能になることから、規模が小さな法人にはとても有利な仕組みであり、先ほどの共同利用機械を活用した雇用と併せて、必要な人材を必要な時に調達できるのではないかと考えるところであります。そして、安定した雇用が確保できれば、1/4worksでの援農に対しても、連合体として労力の派遣や募集活動に携わることも可能ではないかと考えています。

次に、新規就農を含めた人材確保に関し、研修期間の研修費支援に関するご 提言であります。現在、新規就農に関する公的支援は、独立・自営就農の場合 は、国の「農業次世代人材投資事業(経営開始型)」で5年間、そして、法人 就農の場合は、県と町が支援する「新規就農者定着促進事業」で、同じく5年間の支援がありますが、議員ご指摘のように、3年目からは補助金が減額される仕組みとなっています。また、林業、漁業においても支援制度はあるわけでありますが、林業においては、県の「新規林業就業者定着促進事業」で3年間、漁業においては、新規漁業就業者に対し、県と町が支援する「経営自立化支援事業」が3年間、法人等に就業した場合が、「漁船乗組員定着促進事業」として1年間のそれぞれ支援事業があるわけでありますが、これらの制度は、山口県が「農林水産業の担い手支援日本一の実現」を提言し、平成27年度から、制度の拡充等により給付期間等が延長され、全体のバランスも見ながら、農業では、法人就農型は2年間であったものが5年間に、林業では、新制度として追加されたほか、漁業においては、自営者に対しては1年間であったものが3年間へ、法人就業については新たに拡充されたところであり、それぞれの経緯があることをご理解いただきたいと思う次第であります。

次に、農事組合法人の、冬場の仕事についてでありますが、町では、この2年間、森林環境譲与税を活用した繁茂竹林対策を実施して参りました。これは、農地に隣接する繁茂竹林が、農作物に対して日照障害等の被害の根源とならないように、竹に対して薬液を注入し伐採処理を行うものです。なお、このような事業につきましては、冬場の雇用対策としても意義があると思いますが、山口県が実施する「やまぐち森林づくり県民税」を活用した繁茂竹林整備事業もあることから、この事業との調整を図りながら、町としても積極的に取り組んで参りたいと考えています。また、例えば、私が以前から提案しております、冬場の間伐材魚礁の材料の調達、木材の調達であったり、そして、組み立て作業の請負もあります。他にも、町が発注する業務に関して冬場の作業に対しても、雇用が生まれるようなアイデアと仕組みづくりが大切であろうというふうに考えております。

次に、地理的条件や耕作条件の悪さから、法人組織に引き受けてもらえない 農地の管理であります。現在は、ドリームファーム阿武が、耕起、代掻き、田 植え、稲刈りなどの年間の基幹作業を受託することが可能ではありますが、実 際の問題として、日頃の草刈や水管理などを誰がするのか、連合体はあくまで も農事組合法人の集合体であることから、どのような仕組みを構築するかが重 要であります。これは一例でありますが、萩市の「株式会社 萩アグリ」では、 標高の低い農地で水はけが悪いことから、不作付け地となっていた農地を取得 し、農地の嵩上げを優先したほ場整備を実施した上で、ハウスを立て、新たに トマト栽培を行う農事組合法人連合体として設立をされたと聞いております。 ここでは、新たに数人の新規就業者を雇用し、トマト栽培を主とした新たな経 営を計画されておりますけども、議員ご提案のように、引受手がない農地にお いて、連合体が農地管理の最後の砦になれるのか、採算性を十分に検討する必 要があると考えるところであります。

最後に、学校給食を中心とした、町内における野菜の安定供給の仕組みづくりであります。今年の6月定例会において、池田議員より、学校給食における地産地消と食育の取り組みに係る協議会の設立について質問があり、教育長がそうした協議会を立ち上げたい旨の答弁をしており、現在準備中であると聞いておりますが、個人生産農家の高齢化の中で、供給体制について法人連合会も含めて検討することは有用であるというふうに考えております。また、道の駅の生産者意見交換会につきましては、道の駅側からは生産量、出荷量の維持、もしくは増加をお願いしているようでありますが、出荷される野菜は露地物が主体であり、収穫時期が重複して、同じ野菜が一時期に大量に出荷、販売され、生産者は売値を下げて出荷している実情もあると聞いているところであります。また、出荷農家からは、必要とする野菜の種類、時期などを調整し、指示してもらえば対応するといった意見もあるようでありまして、生産者意見交換

会の開催時期を早め、2月頃に開催し、事前に出荷計画の提出を求め、出荷時期の調整も試みてみるとのことでありました。繰り返しになりますが、道の駅への野菜出荷農家は、高齢化により相当減少しており、今後は、議員ご提案のような多種多様な野菜の生産も含めて農事組合法人にお願いすることもあろうかと思いますが、その節には、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げまして、答弁を終わります。

- ○議長 1番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。
  - (1番、市原 旭議員「はい」という声あり。)
- ○議長 はい。1番、市原 旭君。
- ○1番 市原 旭 再質問というわけではありませんが、締めということでよろしいでしょうか。ただ今申しました事柄につきましては、大変真摯なご答弁をいただきましてありがとうございます。今後も検討をして一日も早い実現を求めておりますのでよろしくお願いいたします。以上です。特に答弁はいりません。
- ○議長 それでは、続いて2項目目の質問を許します。ご登壇ください。
- ○1番 市原 旭 それでは、2項目目の質問に入ります。ABUキャンプフィールドの現状、課題について伺います。言わずもがなですが、現在、この秋のオープンを目指して、阿武町道の駅の下漁港埋立地に、新たにキャンプ場(ABUキャンプフィールド)を建設中であります。阿武町は、これまで観光という分野では、ほとんどと言って良い程これと言った活動がなかったわけですけども、一念発起の大きな事業として、ABUキャンプフィールドの建設に着手をしています。山の幸、海の幸に恵まれ、豊かな自然と美しい景色が壮大に広がる他に誇れる立地を有しています。特に今、建設している場所から見る夕焼けは、一度見ると忘れられない景色になることは間違いないと思っております。新鮮、豊富な地場農産品や取れたての鮮魚、希少な無角和牛、そして地元産の新魚、希少な無角和牛、そして地元産の

地酒。忘れられない風景の元で絶品を味わえる幸せ。今から期待しかないと思っている方は、決して少なくないと思います。一度経験したら口コミで広がって行く場所だと信じております。ここが機能し道の駅の利用が増えていけば町内の様々なモノが相乗効果で動き出すと思います。新鮮な農水産物は、もとより海産物加工品、ジャムやお味噌等、はたまた木工品と様々に良い影響をもたらすであろうと予想できます。地域を丸ごと楽しむ新しいタイプのキャンプ場といえるのではないでしょうか。それだけに町民だけでなくキャンプフィールド利用しよう、楽しもうとしている多くの方がワクワクしておられるのではないかと思います。ところが、当初予定していた期日が延びるといった情報もあります。コロナ禍であり様々な制限の中での建設工事でもありますし、建設資材の流通も世界規模での影響をしている事でしょう。しばらく悪天候も続きましたし、そういった影響もあるのかも知れません。ABUキャンプフィールド及びビジターセンターの着工状況と最終的なオープンの時期を広く告知する必要性があるとの意味も込めて、町長の答弁を求めます。

また、阿武町道の駅の駐車場は、以前は、5台程度の大型車が駐車できておりました。大型車を停めるにはそれなりの広さが必要であります。阿武町道の駅は、ドライバーに対し単に駐車スペースを提供するだけではなく、食事を取ったり特産品を土産にしたり、さらには温泉まで利用ができます。是非ともしばしの疲れを癒やしていただきたい。ご利用を願う所であります。昨年9月の「まちの縁側事業」の地元説明会で、町長は、「大型車用の駐車場はどうなるか。」の質問に対し、「道の駅側の駐車場は通常のバスの駐車は可能とするが、大型貨物車両は不可とする。現在大型貨物車ドライバーの施設利用が多いことも現実であるため、色々と検討を重ねたが、周囲への騒音被害・場内の重大事故を防止することを優先した上での苦渋の選択である。」と言われています。その後も熟慮をされておられると思いますが、現在はどのようにお考えなのか伺います。

○議長 ただ今の1番、市原 旭君の2項目目の質問に対する執行部の答弁を 求めます。町長。

○町長 ABUキャンプフィールドの現況や課題についてでありますが、最初 に、ABUキャンプフィールド及びビジターセンターの施工状況及び最終的な オープンの時期であります。ABUキャンプフィールドにつきましては、町の 玄関である道の駅に隣接したロケーションを生かして、さらには遊休地であっ た漁港用地を活用して、道の駅との相乗効果、またキャンプ施設やビジターセ ンター整備により、まちの縁側として滞在性を高めるとともに、阿武町のこと を深く知り、町内に「人」、「モノ」、「お金」の循環を促すことで、稼ぐまちづ くりを進めていくためのハブとなる施設であります。そこで、施工状況につい てでありますが、当初、令和3年秋のオープンのスケジュールで進めていたと ところでありますが、発祥交流館解体に係るテナント移転の調整、また、造成 工事に伴う県の開発許可申請に不測の時間を要し、さらには、本体工事の基礎 工事において、海水の浸透・流入による工法の再検討、さらに、岩盤の地盤改 良を行う際に、想像を超える大きな岩石が地中障害として出てきて、その岩石 の掘り出し、除去に大変な手間と日数を要したことから、工期を当初の令和3 年8月末から、12月末へと4ヶ月延長せざるを得なかった状況であります。こ れに伴い、厨房機器や家具等の搬入と据え付けは、年明けとなる見込みになり ます。一方で、キャンプ場スタッフの養成でありますが、集落支援員1名と地 域おこし協力隊員2名が、現在、遠岳キャンプ場で実際にお客さんをお迎えし て接客トレーニングや施設管理を行っており、また、カフェのスタッフも、今 年新たに採用した地域おこし協力隊1名が、現在、生産者とのつながりやメニ ュー開発等を行っておりますが、キャンプフィールドは、遠岳は5サイト、A BUキャンプフィールドは62サイトであり、また、カフェも40席ありますので、 新たな施設でいきなり接客対応を行って、スタートからバタバタして悪い評判

を立てるわけにもいきませんので、それなりの訓練が必要になろうかと思って おります。当初の予定は、キャンプのオンシーズンの秋ということで想定いた しましたけども、丁寧な接客も考えると結果論として年明けのオフシーズンと なって良かったかなというふうなことも思っております。因みに、今年4月26 日にリニューアルオープンした遠岳キャンプ場でありますが、5月から通年で 受け入れを行っておりますが、料金をこれまでの1人100円から、大幅に変更 し、サイトの大きさや位置等によりますが、1サイト1泊で3,000円から5,000 円に改定いたしました。売り上げにつきましては、相当申込みや問い合わせが あるようでありますが、緊急事態宣言やまん延防止地域からの利用はお断りを している状況でありますが、実績として、利用者は8月末までに109組、413 人、遠岳の売り上げはサイト料、薪などの物販、テント等のレンタル料等を含 めて71万3.000円で、この他に、シャワー収入の14万5.000円がありますので、 合計すると遠岳キャンプ場で8月末までの売上げが85万8.000円となりました。 これまで遠岳キャンプ場の収入が年間で3万円程度だったことを考えると、新 たな観光価値の創出ができたかなと思っております。また、利用者からは、こ うした阿武町の観光資源への高い評価、道の駅での食材購入や温泉の利用、サ イト料の値頃感の感覚、そして何よりABUキャンプフィールドへの強い期待 も寄せられているところであります。前置きが長くなりましたが、こうしたこ とを勘案して、12月の工期が終わって、年が明けてすぐの真冬のオープンとい うわけにもいきませんので、現時点では、少し暖かくなった3月の12日を期し てグランドオープンをしたいという予定にしております。また、その前の2月 の下旬頃には、関係者へのお披露目とか町民の方々へのビジターセンター等の 内覧会等も計画したいというふうに考えております。

次に、大型車の駐車場についてでありますが、以前の駐車場は発祥交流館の 後ろ側にあり、丁度、建物が防音壁の役目を果たしておったわけでありますが、 今回、発祥交流館の撤去に伴う新たな場所につきましては、道の駅の開業当初 の位置、つまり入口ゲート左の付近に想定していたところでありますが、付近 の住民の方から、特に騒音、夜間のアイドリング音に対する懸念の申し出があ り、他方で、大型駐車場をその場所に設けないことについて、陳情も辞さない というふうな声もあったところであります。こうした中、道の駅側(売り場側) に大型車の駐車場を設けるとなると、路線バスはロータリーを回っております が、トレーラーなどの大型車は長くて大きな車両で内輪差のあり死角もあり、 また、危険な積み荷も想定され、道の駅利用者の安全確保の面から大きな問題 があることから、これは絶対に避けなければならないと思いますし、バス以外 の大型車両の進入禁止をやむなしと判断し苦渋の決断に至ったところであり ます。ただ、その後も、何とか設置ができないかと継続的に検討を行うととも に、国土交通省とも協議を重ねて参り、国土交通省の山口河川国道事務所から も現地に来ていただき状況を見ていただいたわけでありますが、「道の駅」登 録・案内要綱のうち、施設の構成では「休憩目的の利用者が無料で利用できる 十分な容量の駐車場を備えること」、さらに提供サービスとして「駐車場は24 時間利用可能であること」に抵触する可能性があるとの意見をいただいたとこ ろであります。そして、こうしたことも踏まえた中で、利便性と近隣住民の安 全安心を満たしながら、場内においては安全確保を図ることができないのかア イデアを出し合い、繰り返し検討して参った結果、現在のRVパークと温水プ ール、ちびっ子広場、この辺りで何とかならないかというふうな再検討を始め たところであります。このことにつきましては、最終的な決定までには至って おりませんが、道の駅の設置者として、そして道の駅の休憩機能として、大型 車を排除するのは私の本意ではありませんので、何とか着地点を探りたいと思 っているところであります。以上で答弁といたします。

○議長 1番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

- ○1番 市原 旭 ありません。
- ○議長 再質問ないようですので、これをもって1番、市原 旭君の一般質問を終わります。次に、4番、松田 穣君、ご登壇ください。
- ○4番 松田 穣 ABUキャンプフィールドと仮称阿武町版DMO観光推 進協議会について、質問いたします。

本年の夏は、7月23日に自分の子供達とともに一日海士体験プログラムに参 加させていただきました。また、24日には友人が遠岳キャンプ場でキャンプを するということで、夕方バーベキューに便乗参加してきました。さらに、8月 16日にはパラリンピックの採火式に私の息子が参加してと、コロナ禍で遠出が はばかられる状況のもと、阿武町内で色々と楽しませていただきました。海士 体験参加時には、県内から6組の参加で16名の方が来られてまして報道機関の 取材もあり、人々の関心の高さを感じました。また、遠岳キャンプ場も、全て のサイトが埋まっており、ロケーションの良さと近年のキャンプへの関心の高 まりを感じることができました。パラリンピックの採火式では、綺麗に手入れ された芝生の上で着火用の木材加工をし、木材に着火して普段することのない ような刃物を使うような経験をして、子供にも良い思い出となった様に思いま す。私自身も日々仕事をする中で、道の駅下の芝生が日に日に広がり整備され て、建物も徐々に形ができていくのを目にしておりますし、自分の元の職場(萩 の職場)のキャンプに興味がある方から、「キャンプ場がいつオープンするの か?」等と聞かれたり、徐々にですが周囲の関心も高まりつつある様にも感じ ております。現時点で集客力のある道の駅にプラスしてABUキャンプフィー ルドの集客、また、キャンプ場としてすぐ近くに地元の新鮮な食材の販売をし て温泉施設も兼ね備えた道の駅があるのは集客の強みになるかと思います。そ して、そちらの利用者の方々に、これから(仮称)阿武町版DMO観光推進協 議会を通じて様々な阿武町ならではの体験プログラムを進めることで、阿武町 の関係人口を増やし、将来的に移住促進へと繋がって行くのであろうと期待しております。ただ、何かを初めて行う場合には、どうしても心配事というか不安というか、自分も道の駅下の港周辺では、網仕事をしたり海士で獲ってきたサザエを活魚水槽で活かしたり、そういった道の駅の下辺りで動く事がありますので、今後、我々の仕事にどんな影響が出るのか、町の方でどの様に想定されているのかお聞きします。また、漁業者は昨年より海士体験プログラムへの協力もしておりますが、キャンプフィールドや(仮称)阿武町版DMO観光推進協議会に対してどの様な形で係わっていけるのか、また協力していく事ができるのか、何か具体的な案があるのかどうかお伺いします。以上、町長に答弁を求めます。

○議長 ただ今の4番、松田 穣君の質問に対する執行部の答弁を求めます。 町長。

○町長 ただ今は、ABUキャンプフィールドと(仮称)阿武町版DMO観光 推進協議会についてのご質問であります。

最初に、開会の冒頭の挨拶と若干重複いたしますが、第7次阿武町総合計画「選ばれる町をつくる」では、町の将来像を「夢と笑顔あふれる豊かで住みよい文化の町」、町づくりの方向を「持続可能な循環型社会の構築」として、7つの施策の大綱のもとに前期基本計画において各種の事業を推進しております。また、この内、特に地方創生に関わるものを抜粋して、第2次阿武町版総合戦略として定めて、基本理念「森里海と生きる町」のもと、5つの方針で事業展開を図っております。その上で、ABUキャンプフィールドを中心とするまちの縁側推進事業でありますが、阿武町版DMO観光推進協議会を含め、阿武町の恵まれた自然環境、また、これまで営まれてきた産業、暮らしぶりを活かしつつ、まちに「人」、「モノ」、「お金」の循環を促し、稼ぐ力を生み出していこうとするもので、7つの施策の大綱のうち、特に「誇りと活力のある仕事

づくり」、「人が集まるまちづくり」、「町の力となる人づくり」、「未来につなぐ 環境づくり」など多岐に渡り、具体的には、農林水産業の振興、商工業の振興、 また、新たな働き方の創出、観光の振興、定住の促進、交流の促進、阿武町っ 子の育成、環境衛生・美化・保全の推進、自然資源の活用などに深く係わって おりますが、私が、これからも最も力を入れていこうとする分野であります。 松田議員からもご紹介がありましたが、今年の7月、道の駅下の漁港広場の通 称「ガニクラ」の浜で、また、8月には遠岳キャンプ場下の浜で「1日海士体 験」と称して、漁協奈古支店、奈古の海士グループのご協力を得て、海に事前 に漁師さんから買い上げたサザエを播き、それを参加者に採らせるという、さ らに現役の海士漁師さんが採り方を教えてくれるという普通では体験できな い体験プログラムを参加費1組2,000円の有料で開催いたしました。ガニクラ には5日間で17組45人、遠岳では2日間で6組25人と多くの親子連れが参加さ れ、満足度も高かったと聞いております。また、遠岳キャンプ場の方は、宿泊 と海士体験とセットで1組1万円とかなり高めの料金設定ではありましたが、 ロケーションとも相まって大好評であったようです。また、遠岳キャンプ場下 の浜では、7月末に、魚の伝道師ウエカツ水産代表の上田勝彦さん指導で、町 内の親子を対象に1組1,000円の有料で磯遊び体験も実施いたしました。参加 者は5家族8人で、この時は、私も遠目に楽しそうな様子を拝見させていただ きましたが、これらは漁業権の関係で禁止されている魚貝藻類、いわゆる磯モ ノ採取、また、特に危険だからと磯遊びから遠ざかっている最近の風潮の中で、 漁業者の生活の糧となっているサザエやアワビなどの磯モノは漁業者以外で は採ってはいけないことをしっかり教えることが重要であると感じるととも に、ルールを決めて活用すれば、海は最高の観光資源であると再認識したとこ ろであります。さて、本題の漁業への影響についてでありますが、町内でキャ ンプに関し、単に自然に恵まれた風景の良い場所ならば清ヶ浜や西台などがあ

ります。遠岳キャンプ場も適地であると思います。一方で、ABUキャンプフ ィールドは、道の駅に隣接した地の利があり、道の駅の直売所や温泉との相乗 効果は期待されますが、防波堤に囲まれ漁港に隣接した、正に漁業者の暮らし の場そのものであります。定置網の網干しの臭いもするし、朝早くから生け簀 に向かう漁船の出入りの音もするでしょう。網繕いの作業では大きな声の漁師 さんの会話も聞こえるかも知れません。それは生の漁村風景ですが、そのそば にキャンプ場を設けることについて、私も当初はそれをマイナスに捉えており ました。しかし、一昨年、ここで倉敷からのスノーピークユーザーの30組の方々 と有料のモニタリングキャンプを行い、私も泊まりがけで参加し、焚き火トー クで色々な方とお話をしましたが、海に面したロケーションの素晴らしさ、国 道のそばであってもあまり音は気にならない、漁港であることは、正に海の匂 いも音も身近に感じることができる場所、キャンプ客にとってはそこが魅力で、 すぐそばの道の駅には、新鮮な魚や野菜や無角和牛を始め魅力的な食材が揃っ ていて、女性にはシャワーのほかに温泉があることがとても便利でありがたい との声をいただき、やはりここしかないなと自信を深めたところであります。 とはいえ、最初はそうした暮らしの部分を遮るために、高い生垣を設ける必要 があるのかな、そういうことで思っておりましたけども、設計の段階で無くし たり、あっても低くしたりしました。フィールドには緑の芝生が植わり、白い 石の園路とのコントラストも美しく、キャンプのお客さんと漁師さんを始め地 元の人がふれあい、自然と会話が生まれ、お互いの関心も深まってきますし、 漁港はキャンプフィールド周辺の阿武町の暮らしを見せる場なので、網干し作 業など、今までどおり行っていただきたいと考えております。一方で、キャン プ場の利用者には申込みや受付段階で、そのことをしっかりとした説明をした いと思うと同時に、漁師さんの仕事の邪魔にならないよう、トラブルが生じな いように努めて参ります。また、キャンプフィールドには防犯カメラを設置し、

夕日と場内全体を見渡すライブカメラの設置も計画しておりますが、活魚など 危険が予測されるところには漁協さんに防犯カメラの設置等もお願いしたい と思っております。これまで、不安に思われている部分について、縷々申し上 げましたが、基本的には漁業者の皆さんとは相乗効果であると考えていますし、 道の駅の直売所での鮮魚の販売のほかにも、毎月定期的に1回開催する森里海 の市とも連携し、漁港での新鮮活魚市の活用、そして遠隔地からの利用者との 関係づくりを通じて、ネット販売等で売り上げを伸ばすといったことも考えら れるのではないかと思っています。

次に、漁業者のキャンプフィールドやDMOへの係わり方についてでありま すが、先ほど申し上げた1日海士体験や磯遊び教室ですが、漁業者以外がただ 単に磯モノを採取することは密漁ですが、しっかりルールを設ければ、それは 体験型観光になる。そこには付加価値が付き漁業者の所得向上にも繋がります。 生業に一工夫加えてお金を稼ぐことが重要あると思います。 1 例を申し上げま すと、道の駅そばのほ場で福賀の農家さんが、夏はスイートコーンを栽培され 道の駅に出荷されています。その方が、ABUキャンプフィールドの整備を契 機に、この夏、モニタリングではありますが、スイートコーンの収穫体験を自 主企画され、近隣から多くの親子連れが参加されました。やり方に一工夫あっ たと聞いておりますが、これも参加者の満足度が高く、これまで単に生産して 出荷していたものが、生産者自らが企画し観光への展開が図られたことは画期 的であり、こうしたイベントを通じて、阿武町ファン、いわゆる「関係人口」 が構築されたと考えており、キャンプ場をハブとして「まちの縁側構想」は正 にこうした動きに期待するところであります。コト体験の観光や販売促進のほ かにも、漁業の後継者の育成や教育の視点もあると考えています。海に係わる ことは、海を知り漁業に関心を持ち将来の職業選択のきっかけにもなりますし、 昨年、漁協奈古支店の海士グループの皆さんが、阿武中学校の生徒の皆さんを

対象に行った海の磯焼けやガンガゼの駆除の体験学習等も、ふるさと教育の意味から大変良かったと思っております。地域の大人と子ども達がこうした体験を通じて交流し、そして阿武町の暮らしや仕事に誇りを持って成長していってほしいと願っています。何か具体的な案があるかとのお尋ねでありますが、漁師さんが業としていることをベースとして、遊漁、鹿島などへの渡船、サンセットクルージング、海士体験、観光定置網、魚捌き方教室などがあると思っておりますが、この他にも、正にDMOの活動を通じて異業者交流的なアイデア、稼ごうとする積極性が生まれてくれば良いなというふうに考えています。以上で答弁を終わります。

- ○議長 4番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。
  - (4番、松田 穣議員「はい」という声あり。)
- ○議長 はい。4番、松田 穣君。
- ○4番 松田 穣 再質問です。町長のお考えは、今からの町を進めていく方向性というのは理解できましたが、後これが実際町民にどの程度浸透していけるか、そういった部分に関して今後何かしら色々広報あぶとかで出たり、そういったのもありますけど、プラスアルファ何かしらアナウンスの方法をですね、実際自分も地元で漁師しながら回りの声を聞くんですが、何かしら新しく始まった時に、内容がよく分からないとどうしても不安だったり、これからどうなっていくのか、将来のことも踏まえてですね、疑問や不安、こういったものも出てくるかと思います。ただ、実際自分も参加してみてアレなんですけど、自分もここに移住してきて漁師になったのもそうなんですけど、自分の祖父がやはり子供の頃に漁師をやってて、そこで遊んだ体験、こういった部分から漁師になりたい、そして今実際漁師になっているんですけど、こういった幼少時の体験だったり、これが漁業だけじゃなくて農業だったり阿武町独自のものであれば、またそういった部分から、阿武町の関係人口も増えていくのかな、とそ

ういうふうに思いますので、とにかく町民の皆様に知らせていくことで、層の塊というか 3,000 人の小さな町の良い所として活かせていけるんじゃないかと思いますので、そういったアナウンスの仕方について何か考え等あればお聞かせください。よろしくお願いいたします。

## ○議長 町長。

本当に色々な事をやるにつけても、大事な事は皆さん方に知っていた だくという事だと思います。阿武町のホームページもありますが、広報あぶに こういったものについてのずっと特集的に1ページあるいは2ページさいて掲 載しておりますし、なかなか広報も読まれない方もいらっしゃるかもしれませ んが、阿武町のホームページあるいは最近ではYouTubeでも上げており まして、今日実はこの状況を皆さん方に流したYouTube等に上げておる ものをみていただきますけれども、そういったことについては色々とそういう 色々な手法を通じながらやっておりますが、なかなか全ての方がそれを理解す るというのは難しい面もあるのかなというふうには思います。そうした中で、 私は今から広報努力はもちろんしていかなければなりませんけども、今あの場 所に既に芝がありますが、あそこが本格的に稼働し今62サイトありますけど、 あそこに 50 サイトが埋まってですね、テントが張られ国道 191 号から見た時に どういうふうな町民の方が見られるのかなというふうに思いますが、私は、町 が賑わって動きが出てきた、そういうわくわくした感じに多分見ていたでける んじゃないかというふうに思っておりますから、そこまで待つということでも ありませんが、広報はもちろん色々な形で検討しますけども、是非そういった ことも町民の皆さんに見ていただきたいなと思います。それから、この事に限 らずでありますが、町は昨年新たに広報等を動画で皆さんに見ていただくよう なその職員を採用いたしました。色々な形でやっておりますけども、例えば空 き家バンクの情報をYouTubeに載せておりますけど、田部の田中晋作さ

んのお宅の紹介動画(空き家バンク動画)でありますが、これら辺り私もびっくりしましたけども、14万件くらいカウントされており、やはり動画あるいはYouTubeとかメディアというのはすごいモノだなというふうに思っておりまして、今県内以外の方につきましては、ちょっとコロナの関係がありますからお断りをしておりますけども、空き家の問い合わせ等はたくさん来ております。もう空き家が足りない状況にありますけども、たまたま今ご案内等はご遠慮させていただくという状況であります。幸いな事で広報活動につきましては、町外、外向けのものもありますし、やはり町内の住民の方々向けについてもしっかりと今からもやっていきますし、また今まで以上に工夫を凝らしてやっていきたいというふうに思います。以上です。

○議長 4番、再々質問はありますか。

(4番、松田 穣議員「はい」という声あり。)

○4番 松田 穣 今お話を聞いて、広報のための色々な活動をされているのも分かります。ただ、割と町内では高齢者が多い中で、YouTubeとかSNSとかそういったたぐいのものに関しては、やっぱりちょっと分かりづらい部分だったり操作面で不安であったり閲覧する機会が少なかったりすると思いますので、できれば海士体験を形にする前に漁協で漁業者に説明があったりとかそういう部分もあったように、やっぱり最終的にはアナログ的な部分で協力を仰ぎたい部分に関して進めて行くのが一番確実なのかなというのを自分の感覚としてはありますので、そういった部分、今コロナの状況の中で集まるのは難しいと言われるかもしれませんけど、そういった事も地道な活動になるかもしれませんけどやっていただければと思います。まあ町に期待もあるのでそういった声も出るかと思いますので、そういった活動の方もよろしくお願いいたします。以上です。

○議長 はい、町長。

○町長 今色々な説明会であったり色々な事をやる時に、こと細かく皆さん方 に周知してくださいという事がありました。私驚いた事があるんですが、阿武 町で新聞(3紙ありますけど)を取っていらっしゃる方が、聞いてびっくりし ましたけども半分しかいない。世帯の半分しか新聞を取っていらっしゃらない という情報があります。真実は分かりませんがそういうふうに聞いております。 そういうふうな中で、また広報紙についても、各家庭にあるいは各事業所に行 き渡るようにしておりますが、果たしてさっきの新聞の例ではないんですけど、 皆様に本当に見ていただける方が何人いらっしゃるのか、何百人いらっしゃる のか、というふうな思いもあるわけでありますが、片やそういった事があるの で色々な場面において、私は、いつも話が長いと叱れるんですが、というのが そういう機会を通じてでないと、それはもうプッシュ型ですから、私がものを 言うのはプッシュ型というのは、皆さんがテレビのチャンネルをつけなければ テレビは見られません。でも会合に来た時も、私が言うのは耳は塞ぐ事ができ ません。これをプッシュ型と言うんですけど、否応なしに聞かざるを得ない、 それが良いかどうかは分かりませんけども、私はやっぱり色々な場面で町の動 きについて、例えば私もそういうふうな話をします、例えばなんかの会合をや った時に、単純にその会合の事だけじゃなしにちょっと冒頭の1分でも2分で も、今町がこんな事になってますよという事を、司会者の方でも何でもいいけ すけどそういった方が言って理解をいただくという事も大事かなと今思って おります。いずれにいたしましても、まだまだ特に高齢者の方が多い中ではそ ういったメディアを使ったものというのは難しい、本当に対面でのやり方が必 要だなと痛感いたしますので、色々な工夫を重ねながら、そういう事につきま してはやっていきたい、今以上に努力して行きたいと思っております。

○議長 これをもって4番、松田 穣君の一般質問を終わります。

ここで会議を閉じて昼食のため休憩いたします。午後は1時10分より再開し

ます。

休 憩 12時10分

再 開 13時08分

○議長 昼食のための休憩を閉じて、休憩前に引き続き一般質問を続行します。 次に、7番、中野祥太郎君、ご登壇ください。

○7番 中野祥太郎 それでは通告に従いまして、最初に「町民アンケートを 実現化するには」の質問をいたします。

私は、阿武町の財政を簡単に分析する方法として、基金積立残高と地方債残高 に注意を払って見ています。特別会計を含め平成21年度の基金積立残高は19億 2,600万円であったものが、10年後の令和1年度には25億8,500万円となり、6 億5,900万円(34.2%)増加しております。一方、平成21年度の地方債残高は37 億7,000万円であったものが、令和1年度においては21億9,100万円となり、15 億7,900万円(41.9%)減少しております。基金積立残高が地方債残高を3億 9,400万円上回ってきております。これを民間企業の貸借対照表に置き変えて みますと、基金積立残高は資産の預金と見なし、資産が6億5,900万円増加し たことに当たります。一方、地方債残高は負債の借入と見なし、負債が15億 7,900万円減少したことになります。単純に他の資産、負債に変化がなかった ものと仮定しますと、資産の増加6億5,900万円と負債の減少15億7,900万円の 合計22億3,800万円が、この10年間の利益と捉えることができ、それが自己資 本に蓄積されたものと考えてよいと思います。町税等の自主財源が少ない中、 凄く立派な財政運営がなされておられます。単独町政に舵を切られた中、花田 町長を始め前中村町長、職員の皆様方のご努力と手腕に頭が下がる次第でござ います。そこで、阿武町の基金積立残高と地方債残高が全国、あるいは山口県

の町村と比べてどういう状況なのか調べてみました。令和1年度の特別会計を 除いた一般会計だけで比べてみると、基金積立残高から人口で割った一人当り の平均残高は、全国町村では31万4,000円で、県内町村では30万9,000円、阿武 町が68万円でありました。全国926団体中、高い順位でいきますと248位、県内 6団体中2位となっており高い位置にあります。地方債残高から人口を割った 一人当りの平均残高は、全国町村では57万1,000円で、県内町村では68万円、 阿武町が53万8,000円でありました。低い順位では全国で344位、県内で2位と なっており、これも高い位置にあります。基金積立残高から地方債残高を差引 いた一人当りの平均残高は、全国町村では▲25万7,000円で、県内町村ではこ れも▲37万1,000円、阿武町がプラスの14万1,000円でありました。高い順位で みますと全国で115位、県内で1位となっており、これもやはり高い位置にあ ります。基金積立残高から地方債残高を引いた金額が黒字であることは、町の 財政運営においては好ましいことであります。これを一般企業に置き変えても 非常に優秀な状態といえます。10年間に22億3,800万円の自己資本が蓄積され たものとすれば、1年間の平均収支黒字が2億2.300万円あったもの考えられま す。これを一般企業で考えると直近5年平均の歳入額が32億8,700万円、これ を売上高とみなして、平均収支黒字2億2,300万円が毎年の利益と考えると、売 上高利益率は6.8%となり、一般企業の利益率からしても大変優秀な企業とい えます。しかし、利益を追求する一般企業と違い、町としての立場からすると 如何でありましょうか。内部留保に回す前に、もっと町民のために還元するこ とが重要ではないでしょうか。私は、年間2億2,300万円の余剰金からすると、 現在の歳出からさらに年間5,000万円~1億円程度を、町民のために使っても良 いのではないかと思っています。

第7次阿武町総合計画「選ばれる町をつくる」に掲載されています「町民アンケート」の「今後10年間、力を入れていくべき施策」を見ると、第1位が1,182

人おられまして「町内での雇用の場の確保(企業誘致など)」、第2位が990人い らっしゃいまして「医療施設、サービスの充実(在宅医療など)」、第3位が973 人で「地域交通の確保と利便性の向上」、第4位が821人で「高齢者のための施 設やサービスの充実」、第5位が813人で「農業の振興(担い手育成、スマート 農業、有害鳥獣駆除など)」がベスト5でございます。私は、阿武町で一番重 要な項目は、この項目にはありませんでしたが、人口の維持が一番重要と考え ております。令和1年度の歳入金の52.3%を占めるのが地方交付税であります。 その地方交付税の交付基準になるのが主に人口であるからです。そのためには、 第1位の「町内での雇用の場の確保(企業誘致など)」が人口を維持する上で、 最も重要と考えております。ほかにIUターンの促進、子供支援等が挙げられ ますが、道の駅のキャンプフィールドを始めそれらが積極的に今推進されてい るところというふうに思っております。これに加え、子供支援では、小中学校 の給食費の助成や無料化、高校生の通学費の助成等も重要と思います。第1位 であります「町内での雇用の場の確保(企業誘致など)」では、新たにこの町内 でこの雇用の場を作るというのはなかなか難しい問題であります。町内に居住 されて町外に勤められている方はたくさんいらっしゃいます。特に今山口県を 考えると、萩からあるいは阿武町から山口市まで1時間を切る、山口市までが そういう状態で県内が交通網があります。この交通費の助成、要はここに住ん でいただいて、勤めは山陽あるいは山口市という事です。企業誘致促進のため、 町内企業へ町民が勤めている人数分を町内企業、これは町民へ直接ではなく町 内企業への助成や誘致による設備資金への助成金等の施策が重要と考えます。 第2位の「医療施設、サービスの充実(在宅医療など)」、第3位の「地域交通 の確保と利便性の向上」、第4位の「高齢者のための施設やサービスの充実」 は高齢者や福祉に深い関係がある項目でございます。これらを促進するには、 主に高齢者の地域交通の問題が重要と考えます。コミュニティワゴンの運行と

は別に、デマンド方式の運行、町内の医療施設と医療施設利用者の交通の運行、 買い物の支援として移動スーパー事業への助成を行う等、高齢者の買い物支援 の強化。食事支援として行われている高齢者への配食事業について、1食当り の単価を引き下げる、あるいは介護サービスを提供している介護施設への恒常 的な赤字補填支援、独居高齢者の連絡網の更新や見守り強化、等色々あります が特に宇田郷、福賀地区に居住されている方と、奈古地区の中心地から距離が ある集落の方の地域交通の確保と利便性の向上への強化が必要と考えます。ま た、第5位の「農業の振興(担い手育成、スマート農業、有害鳥獣駆除など)」 については、農業を事業とされている農事組合法人や個人の担い手農業者等の 農業振興策と、高齢者等の農業を通じての生きがいと思われる対策の両面があ ります。前者については、担い手育成として地域おこし協力隊員や農業支援員 の増員が必要であると思います。後者は、有害鳥獣駆除や農協のサービスの低 下や、コーナンの撤退による農業資材の調達の不便さ等の対策があると考えら れます。有害鳥獣駆除については、鳥獣駆除を専門に行えば生活ができる程度 の報酬や、阿武町に1人か2人程度、専門に駆除を行う農業支援員の確保が必 要ではないでしょうか。以上、これらは私の思いつきの要望を挙げてみたわけ ですが、アンケートの要望の高いもので、町がしっかり対応策を検討した上、 私の要望以外を含め成果が得られ、対応がやれそうなものから順次着手する必 要があるのではないでしょうか。第7次阿武町総合計画「選ばれる町をつくる」 では、「町民アンケート」の調査目的として、次のように記載されてあります。 「町民の意見や要望を把握し、今後のまちづくりに活用するとともに、この計 画の基礎資料とするために、アンケート調査を実施しました。」とありました。 アンケート調査は町民の意見や要望を把握するためだけにやられたわけでは 無いと思います。町民の意見や要望を実現、または実現に近づけるために実施 されたはずです。いずれにしても、2億2,300万円の余剰金を全て使うのではな

く、年間5,000万円~1億円程度、今以上に「町民アンケート」の町民の意見や 要望を実現化するため、大胆かつ効率的な対策を講じて、「選ばれる町をつく る」が必要ではないでしょうか。

以上の「町民アンケートを実現化するには」の質問について、町長の答弁を 求めます。

○議長 ただ今の7番、中野祥太郎君の1項目目の質問に対する執行部の答弁 を求めます。町長。

○町長 中野議員から、町民アンケートを実現するためには余剰金をもっと使ってはというふうなご質問であります。

最初に、本町は、単独町政を維持する中で、財源の確保と同時に、限られた 財源の中で効率的かつ効果的な事業実施と健全な財政運営を図ることを念頭 に各種事業を進めるため、事業の選択や政策配分による財政の平準化を図り、 その結果として、県下で最も健全な財政状況を続けていることは、先程からご 紹介のあったとおりであります。こうした中、令和2年度の決算状況におきま しても、財政の弾力化の指標となる経常収支比率は86.6%、健全化の指標であ る実質公債費比率もマイナス1.2%と、いずれも県下トップをキープできました。 中でも、町の借金である「地方債残高」と、片や、町の貯金ともいえる「基金 残高」は、先ほど議員の方から数値のご紹介がありましたので、詳細は申し上 げませんが、豊かとは申し上げませんが、至って健全な状況であります。こう した中、私は、長らく財政運営に関わってきましたが、常に念頭にあるのは、 プライマリーバランス(基礎的財政収支)であり、これらの動向を注視しなが ら財政マネジメントを行い、将来の世代に大きな負担を残さないよう地方債の 厳選・抑制を図るとともに、財政運営を通じた余剰金について、公共施設整備 基金等の目的に応じた基金への積み立て等、持続可能なまちづくりに対応した 財政運営に心がけてきたところであります。具体的には、例えば起債であれば、

償還可能な起債は全て繰上償還、または低利なものに借り換えを行うとともに、 新規の起債については、充当率100%、地方交付税措置率が70%の起債を徹底 して参りました。要するに如何に有利な財源を見つけるか、如何に一般財源、 言い換えれば真水でありますが、この真水を節約するかということであります。 また、余剰金につきましては、将来の公共施設の更新に備えた基金や、財源不 足に備えるほか、今後、増大が予想される公共施設の長寿命化経費の財源補て んのため、本年度末においても財政調整基金や公共施設整備基金を積み立てる 予定といたしておるところであります。こうした中、中野議員のご質問の主旨 は、貯めるのも良いがもう少し使ったらどうか、具体的には、現在の財政の状 況からすれば、まだ年に5.000万円から1億円くらいは何らかの形で還元でき るのではないかということであります。私も町長に就任して、今年で5年目に なりましたが、就任当初から今日まで、町民の皆さんからいただいたご意見・ ご要望を積極的に取り入れ、阿武町単独事業を含めて多くの事業を実施してき たと思っておりまして、例えば町民アンケートの第1位の「雇用の場の確保」 につきましては、東光寺町有施設(Lベース)の改修による㈱美萩工芸の企業 誘致や起業家支援事業、事業継承支援奨励金事業等、次に第2位の「医療施設、 サービスの充実」については、高校生までの医療費の無料化、高齢者等のイン フルエンザ予防接種助成、不妊治療費助成事業等、そして3位の「地域交通の 確保と利便性」については、コミュニティワゴンの運行、福祉バス・福祉タク シー助成事業等、また4位の「高齢者のための施設やサービスの充実」につき ましては、いらお苑建設や介護予防サービスの充実、5位の「農業の振興」に つきましては、新規就農者及び新規就漁者に対する育成事業をはじめスマート 農業・農産物のブランド化推進や農業支援員、1/4ワークス事業、有害鳥獣 駆除事業等、その他、まちの縁側拠点整備事業や第1次産業再生事業、地域お こし協力隊・集落支援員事業、無角和種との出会い創出プロジェクト事業、町

道草刈り作業労力負担軽減事業等々ありますが、その都度、地域の実情等を踏 まえて数々の事業を鋭意進めて参りました。また、現在進行形でありますが、 新型コロナ関係の事業においても、町民の皆さんに安心して利用いただけるよ う各種公共施設の感染防止対策や事業者支援等、私といたしましては、財政規 模からしても、町民に身近な単独事業を含めて相当多くの事業を実施してきた と自負しているところであり、言い換えれば相当多額の歳出を住民の皆様に還 元を行ってきたつもりであります。因みに、私が町長に就任してから、新たに 単独事業で実施した、言い換えれば、町民の皆さんに新たに還元した事業を、 ソフト事業だけで申し上げますと、まずは、高校生までの医療費の完全無料化 が年700万円、給食費を含む保育料の完全無料化が400万円、後期高齢者のイン フルエンザ予防接種の無料化が300万円、子ども等の予防接種の助成が300万円、 不妊治療助成が60万円、合併処理浄化槽の更新助成が200万円、飲料用の井戸 整備助成が90万円、がんばる農林水産業就業・経営等支援事業が480万円、中 でも大きな事業として、自治会で行う草刈り労力軽減のための路肩等の整備が 2.000万円、その他に高校生の町営バスの無料化、小さな困り事の実践研究費、 福祉バス助成、中・高校生のインフルエンザ予防接種助成、新生児聴覚検査の 無料化、生ゴミ処理容器助成、妊婦への葉酸サプリ配布、狩猟免許助成等々、 これらソフト事業だけでも年間約5,000万円強の助成しており、拡充した定住 奨励金や住宅取得補助金、空き家リフォーム補助金等を加えると、私になって から新たに8.000万円程度になりますが、余剰金は住民の皆さんに相当還元し ているというふうに思っております。町の財政は、現時点では健全な状況を維 持しています。しかし、今後、人口減少による税収や地方交付税の減額等が予 想される中、一方で社会保障経費をはじめ人件費、物件費等経常的な経費も 年々増加傾向にあり、令和2年度に行いました公共施設等劣化調査からも施設 の老朽化が目立っており、今後は、施設の長寿命化を図り改修経費がかかるこ

とから、厳しい財政運営を迫られることが懸念をされます。また、次年度以降 は、阿武町のうそんセンターの改修、障がい者グループホームの建設、過疎対 策道路事業、各施設等の改修費用等の投資的経費である普通建設事業に対して、 これから10年間の中長期計画を随時調整中であり、今後この計画をもとに、財 源や財政上の整合性を図り、収支の見通しをきっちりと立てて、サービスの効 率化を図るとともに、持続可能な行財政運営の強化を図る必要があります。そ の上で、余剰金をもっと活用した行政サービスの充実についてでありますが、 私は、子どもや子育て支援、あるいは高齢者福祉は相当進めて参っております が、一方で、壮年層というか生産年齢層というか、そういった方に、町民にす べからく還元できるような施策はないか、アイデアを模索しているのは事実で あります。先ほどは、中野議員からは、私が来年度から取り組もうとしていた 事業や近い将来取り組もうと温めていた事業と同主旨の事業、あるいは「なる ほど」と思う事業も含めて多くのご提案をいただきました。ここで、項目の一々 については申し上げませんが、アイデアも含めて「もっと使え」というご主旨 は、しっかりと受け止めさせていただきたいと思います。ただ、やはり余裕が あるから何でもかんでもということでもないと思いますし、「ばらまき」と言 われるようなことはするべきではないと思います。特に一旦制度化すると将来 にわたって経常経費の増大に繋がる様なものについては慎重でなければなら ないと思っています。若干論点は逸れますが、以前は、例えば農業関係の各種 生産部会、あるいは漁業関係団体、あるいは商工関係団体等から色々な事業要 望が出てきて、財政面も含めて事業化に大変苦労した時代もありましたが、最 近では、色々な意味で事業化要望が少なくなってきた様に思います。「これが 過疎・高齢化だ」と言ってしまえば元も子もありませんが、私たち行政の側も アイデアはしっかりと出させていただきますが、町民の側、言い換えれば各産 業団体、部会、あるいはグループ、自治会等からも積極的なご要望もいただけ

れば、内容等の検討は当然必要でありますが、可能な限りレスポンス良く事業化し、しっかりとお応えするという基本的スタンスでありますので、是非、地域の課題や産業振興に必要な要望がどんどん上がってくるようにお口添えもしていただけたら有り難いと思っているところであります。

最後になりますが、今後とも健全な財政運営を堅持するとともに、町民の皆さんが「阿武町に住んで良かった」と思っていただけるよう、限られた財源の中で町民の満足度や幸福度が少しでも上がるように努め、持続可能なまちづくりを進める上での財政運営を引き続き推進して参りますので、ご理解賜りますようお願い申し上げまして答弁といたします。

○議長 7番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

(7番、中野祥太郎議員「はい」という声あり。)

○議長 はい。7番、中野祥太郎君。

○7番 中野祥太郎 私が議員になって11年になるんですが、議員になった当時から訴えておりますやはり雇用の場が一番だというふうに先に申し上げたとおりですが、それで今阿武町では、先ほども申し上げましたけど、雇用の場を作って大変私も一生懸命やってきたんですがなかなか難しい。そして、今正に阿武町がやっていらっしゃる基幹産業が農業、林業、漁業の第一次産業となると、やはり若者は流出すると思う。来られる方は流出より多いか同じかというよりか少ないか、当然減少は生まれるというふうに思っています。というところで、阿武町で雇用の場をあるいは第一次産業以外の雇用の場を作ろうというのは本当さっき申しました非常に難しい。となると、あるところに通勤させるとさっき申しました。そういう制度を大いにですね、居住して通勤してもらうと。どうしたってそんなに山陽と山陰の格差が違うので、まあでも今交通網がどんどん良くなってくると、それが可能な時代になりつつあるという事だけは変化だろうと思います。その変化に乗じてですね、通勤手当というのはちょっ

と効果があるんじゃなかろうかと、まあこれは何年か出すというように、さっき町長が申されたような永久未来的な負担になるとちょっと困るんですけど、当面何年とか、ガソリン券だとか、そういったものをちょっと配って、都会から離れて来る方には、やはり、今まで農業、漁業が中心かもしれませんが、月曜日から金曜日まで田舎で、勤めで一生懸命働いて、土日は一生懸命農業するというのも生き方ではないかと思うんです。というのが私もそういう長い勤めの中で、生き方として満足をしております。だから、簡単に申しますと、全て僕が農業をやるときついんです。農業だけしかないと。勤めながら農業をして、魚釣りに行くというのは非常に僕の経験の中では良い人生かと思います。そういった過ごし方をして、勤める所を陰と陽の格差を少しずつとって、萩市にもなかなかそういう場がないんですが、あったとしても給料、サラリーが少ないということになると、ちょっと山口や山陽の方へ行くぐらいの何か恩典をつけてあげるとどうなのかなという思いがしております。

## ○議長 はい、町長。

○町長 今まで私たちは、主に働く人そのもの、農業者なら農業者、漁業者なら漁業者そのもの、あるいは企業そのものの1人称ですね、1人称について、色々な助成であったり、恩典、支援、措置を講じてきたわけでありますが、今のお話は、受ける側についてもメリットのあるような、そういった事も考えてはどうか、基本的には阿武町民が阿武町の中で働くというなんとなく基本的なスタンスでおったわけでありますが、そうじゃないよと、阿武町民が安心して外に働きに行けるようなしくみ、あるいは助成のあり方、農業でいいますと、あまりはやりませんが安定兼業という言葉があります。安定して兼業ができる仕組みですね、そういったことが構築できないかというふうなことだと思います。主旨は本当に良く分かりますし、今からの時代、先ほど申しましたように、1人称で全てが済むわけではありません。色々な形が考えられますから、是非、

そういったことにつきましては、検討しアイデア出しをしていきたいというふうに思います。実は、後ほどご紹介もしようと思っておりましたが、今、町内の各事業所、企業、個人事業者、あるいは大きな農業者、漁業者あたりについて、まちづくり推進課商工担当の方でヒアリングをしております。当面、この景気、あるいは

コロナの影響がどうだというふうなヒアリングをしておりますが、何か今おっしゃるような事業の中で、我々が支援できることはないのかということをヒアリングしております。そして、今までと違った視点でどういう支援ができるかアイデアをください、というふうなことを今やっておりまして、現在進行形ですが、現在 42 の事業所が済みました。その中でも中間報告をもらうわけですけども、相当皆さん方からは、こんな事をしてくれたらいいのに、雇いやすいのにとかですね、そういったアイデアをいただいておりますから、また今からまだ出てきますから、そうしたものも含め中野議員からのご提案のあった色々な事業アイデア等も含めて、是非、来年度の予算の中に生かしていきたいなと思っているところであります。以上です。

○議長 7番、再々質問ありますか。

(7番、中野祥太郎議員「はい」という声あり。)

○議長 はい。7番、中野祥太郎君。

○7番 中野祥太郎 そういうふうな傾向に述べていただくと幸せます。それで今色々企業側も要望、これを聞いているという中で、阿武町だけじゃなく近隣の阿武町民をちょっとそこに就職させてほしい、ということのアンケートといいますか、例えば萩市であったり山口市であったりとか、勤めやすいような所があれば、そこでもし阿武町民が勤めた時にどうなるのという事も検討材料に入れて、外部にもちょっと出てもらって、限られたものしかありませんから、職業の選択が非常に少なくなるんですね、阿武町だけでは。ということで近隣

の市町にもそういったものをアンケートしていただければですね、大変勤めやすい環境になるのではなかろうかと思います。これは答弁いいです。というふうなことで、これ要望でお願いしたいということで、色々検討していただいたらと思います。

○議長 それでは7番、中野祥太郎君の2項目目の質問を許します。ご登壇ください。

○7番 中野祥太郎 それでは続きまして、コロナ対策の成果と第5波への対応は、という質問をいたします。

日本の新型コロナ感染は、感染力の強いデルタ株の影響で、6月から第5波

に突入し全国で拡大が進んでいます。政府は8月25日のコロナウイルス感染症 対策本部会合で、緊急事態宣言を 13 都府県から8道県が追加され 21 都道府県 となり、まん延防止等重点措置も8県から4県追加され12県に拡大されました。 感染力の強いデルタ株の拡大から、子どもへの感染が急増しており、小中学校 や幼稚園などに、9月上旬から最大約80万回分の抗原検査の簡易キットを配布 する、小中学校の検査体制強化を盛り込んだ基本的対処方針を改定されました。 山口県においても、8月25日現在で感染者は延べ4,555人、死者85人に拡 大し、昨日9月8日現在では感染者はさらに 5.326 人に拡大しております。国 の分科会が示す4段階のうち最も深刻なステージ4(感染爆発)に引き上げられ ております。これを受けて、県としては初めてとなる県内全域の飲食店と喫茶 店に、8月30日から9月12日までの間、閉店時間を午後8時とする営業時間 の短縮を要請されました。その中、8月25日現在で阿武町感染者は幸運にもゼ 口が続いていて、また、現在もそれが続いています。これは、阿武町の対応が 良かったことは、基本的に人口が少なく人の交流が少ないといった地域の特性 もありますが、感染予防に対して町民の認識が高く、節度のある行動がされて いるからということが一番大きな要因と考えられます。しかし、山口県におい

てもステージ4に引き上げられ、私どもが暮らす上で人の交流が多い近隣の市町においても、クラスターの発生や感染者が急増しております。今後、どのような対策を講じて、この感染予防や人の暮らしの維持に向かい合って行かれるのか、次の2項目の質問について答弁を求めます。

- 1. コロナ禍で数々の対策を今まで取られてこられましたが、感染予防の対策と暮らしや経済的な支援としてどのような成果がありましたか。
- 2. 上記1を踏まえ、新型コロナウイルス第5波に対して、感染予防の対策や暮らしや経済的な支援の両面から、町として今後どのような対策を考えておられますか、以上、町長の答弁を求めます。
- ○議長 ただ今の7番、中野祥太郎君の2項目目の質問に対する執行部の答弁 を求めます。町長。
- ○町長 まず、ご答弁の前に、昼休みに知事の方から直接電話がありまして、今12日までということで時短要請等がなされておりますけど、これについて、私は30日までと緊急事態と同じかなと思っておりましたら、26日までの予定で延長するように、今日夕方会議があるということで、そういったことでいきたいと思うがどうだろうかいう相談がありまして、よろしいかと思いますという返事をいたしましたので、多分、今日決めて明日頃発表があるのかなというふうなことで、国とは若干30日じゃなしに26日になるであろうというふうなことでございましたのでご報告をしておきます。

そうした中で、新型コロナ対策の成果と第5波への対応のご質問であります。 新型コロナにつきましては、基本的対処方針に基づき、政府や地方公共団体、 医療関係者、専門家、事業所、事業者を含む国民が一丸となって取り組んでき たところであります。こうした中、本町においては、令和2年2月3日に阿武 町新型コロナウイルス対策本部を立ち上げまして、これまでに24回の協議会を 開催しておりますが、感染予防対策に取り組むとともに、町民への暮らしや経 済的影響を軽減するため、生活支援や新たな経済対策事業等を立ち上げ、各部署において、スピード感をもって対応して参りましたが、特に、大きく5つの柱で感染症予防対策を進めております。

まず1つ目は、新型コロナウイルス感染症に関するタイムリーできめ細やかな、そして、正しい情報の発信と町民との共有であります。具体的には、感染の経路の中心が飛沫感染及び接触感染であることから、人と人との距離、ソーシャルディスタンスの確保、マスクの着用、手洗いと手指消毒の徹底、うがいの励行、3密を避けること、不要不急の外出の自粛等でありますが、防災行政無線、ホームページ、チラシ等も作って町民の皆様に図って参りました。特に、ワクチン接種による効果と副反応の正しい情報、町の接種計画、接種状況等住民の皆さんが関心や不安なことについて、対象者のみならず、町民全体で共有できるよう情報発信の仕方にも配慮したつもりであります。

2つ目は、公共施設等における感染症対策の強化であります。これにつきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生交付金を活用し、各公共施設入口への非接触型体温システム、そして、手指消毒液の設置、窓口への飛沫感染防止用のパネルの設置、トイレの洋式化、手洗い場の自動水栓化等を実施しております。また、会議出席者への体調・体温チェックリスト記入、そして、会議時間の短縮やオンライン会議の推奨等による感染リスクの軽減にも努めて参りました。

3つ目は、施設の利用やイベント、行事の開催等の感染予防基準の設定であります。感染予防対策を基本に、利用人数を定数の半分以下にする、飲食を伴う会議や不特定多数の参加が見込まれるイベント等の制限についても定めており、感染拡大の状況に応じたイベント開催の検討や、職員の行動の基本となっております。

4つ目は、感染症発生時における関係機関等との情報共有と連携であります。

感染症発生時に、特に自宅療養者等について、ゴミ処理や介護保険サービス等 についてどう対応するか等、関係機関と協議を行い、決定事項を共有している ところであります。

5つ目は、最大の課題でありますが、希望する住民の皆さんへの早期のワク チン接種であります。これにつきましては、前提として、本町の医療資源の状 況に鑑み、有効なワクチン接種の観点から、萩市との共同によるワクチン接種 体制を構築して参ったわけでありますが、その上で本町におきましては、5月 11日から福賀診療所で個別接種を開始し、そして、5月19日からは町民センタ 一、ふれあいセンターで集団接種を開始し、この9月1日で集団接種も完了し たところであります。なお、詳しい接種状況でありますが、この9月6日現在 でありますが、65歳以上が対象者1,584人に対して2回までの接種(要するに 完了ということですが)この完了が 1.468 人でありまして、接種率は 92.68%、 65歳以上を含む12歳以上の(要するに全接種対象者でありますが)これは2,969 人でありますが、これに対する完了者は 2,635 人で、接種率は 92.68%となりま した。なお、現時点での2回までの県の進捗率につきましては、接種率60.65% が平均であります。また、接種していないおおよそ7%の方でありますが、そ の多くは接種を希望していない人というふうに思われますが、一部で町外のか かりつけの病院等で予防接種を希望され、まだ接種が受けられていない方がわ ずかにはいらっしゃるかもしれません。いずれにいたしましても、今回このよ うに順調に接種をほぼ完了することができましたのは、斉藤、政井両医師のご 尽力の賜であり、特に、斉藤先生におかれましては、ご自身の医院での通常の 診療や往診、さらには、阿武福祉会の各施設の巡回等の傍らに、1日 200 人近 い方の接種を快く引き受けていただいたところであります。先日、齋藤医院に お礼に伺いましたら、僕は当たり前のことをしただけだからね、とおっしゃっ ていただきましたが、本当に頭が下がる思いがいたしました。この場を借り改 めて斉藤、政井両先生、そして、献身的に業務にあたっていただいた医療関係 スタッフや事務スタッフの方々に、心から厚くお礼申し上げる次第であります。 とりあえずこれでワクチン接種のひと区切りがついたところでありますが、今 後は、接種を終えられた方と未接種の方が混在するわけでありますから、気を 緩めることなく、これまでどおりお一人お一人が基本的な感染防止対策を続け ていただくことが大事であります。なお、本町では、昨年度、福祉サービス等 を利用する高齢者等を対象としたウイルス検査助成事業を新設いたしましたが、 今年度は、仕事や学業上やむを得ず県外往来があり、感染への不安がある無症 状の方も対象にしており、ウイルス検査助成事業を拡充しておりますので、必 要に応じご利用いただけたらと思っているところであります。

次に、経済対策でありますが、新型コロナの蔓延に伴い、昨年の4月16日から5月14日まで全国の緊急事態宣言が発令され、阿武町でも道の駅をはじめ各テナントが4月23日から5月20日までの約1ヶ月間臨時休業いたしたところであります。こうした状況を受けて、事業者の新型コロナに伴う収入減等の影響を緩和するため、国や自治体では、さまざまな経済対策が講じられました。国においては、売上げが前年同月比50%以上減少している事業者に、法人で200万円、個人で100万円を上限に給付金を給付する持続化給付金、また、休業等により従業員の雇用維持を図った場合に、休業手当や賃金の一部を助成する雇用調整助成金等が主なものでありますが、この間、三次にわたる国の補正予算も計上されたところであります。片や町でありますが、本町では、早い段階で新型コロナの影響について、町内事業所の第1回目のヒアリングを実施するとともに、令和2年5月1日には新型コロナに関する補正予算の臨時議会、6月1日にも再び補正予算のための臨時議会を開催する等、令和2年度国の新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を財源に、多くの阿武町の単独事業を実施したところであります。因みに、その内主なものを申し上げますと、

まず、テイクアウト等事業者の前向きな取り組みを応援する阿武町がんばる事 業所応援補助金でありますが、これは申請は1件でありましたが、交付額は7 万 7.000 円であります。次に、感染症対策備品の購入を助成する阿武町新型コ ロナウイルス感染症対策備品購入費補助金でありますが、4件の申請でありま して、交付額は45万円であります。次に、国の持続化給付金等の申請書作成を 支援する阿武町新型コロナウイルス感染症対策申請業務サポート補助金であり ますが、商工会に50万円を交付いたしました。次に、売上げが前年同月比30% 以上減少、または休業に協力された事業者に、法人で 20 万円、個人で 10 万円 を給付する阿武町事業継続緊急支援給付金でありますが、申請は80件で交付額 は 910 万円であります。次に、休業期間中の家賃を助成する阿武町家賃負担軽 減補助金でありますが、6件の申請で17万2.000円の交付であります。次に、 町内の農水産物の価格維持や流通改善を図るため、生産者の出荷調整施設整備 にかかる経費を助成する阿武町流通改善支援事業費補助金は、35件の申請があ り 790 万 4,000 円を交付いたしました。次に、事業継承の円滑化のため、譲渡 人と譲受人に奨励金を交付する阿武町事業継承支援奨励金は、3件の申請で交 付額は407万5,000円であります。次に、令和3年度には新型コロナの前年度 である令和元年度と当該年度の令和2年度の1年間の収入比較で2割以上の減 少のあった事業者に対し減収額の 10%を補助する阿武町事業継続緊急サポート 給付金でありますが、17件の申請で440万9,000円を交付しておりまして、こ れらを合計いたしますと、町の交付金だけでも大きく8事業、延べ147申請、 計 2,700 万円を町内の事業者等に支援しており、こうした対策を切れ目なく行 うことにより、国や県の対策等と相まってタイムリーな事業者支援と事業継続 が図られたと思っております。

なお、新型コロナの第5波に対して、感染予防対策と暮らしや経済的な支援 の両面、この対策につきましては、新型コロナウイルスは変異株が発生し終息 が見えない状況にありますが、町民の皆様には、引き続き感染症対策をお願いするとともに、町として科学的な知見に基づいたタイムリーで正しい情報の発信に努めて参ります。また、これとは別に、実は、現在改めてまちづくり推進課の担当に、先ほどもご紹介申し上げましたが、そして、まちづくり推進課と同行して商工会の方々にも同行していただき、町内の企業、事業者、また比較的大きな農家、漁業者等を直接訪問あるいは電話での聞き取りも含めて、個別の企業、事業所の状況の把握と、町としてどういう支援ができるか、企業サイドに立った支援の要望の聴取を行わせているところでありますが、先ほど申しましたように、現在42事業所のヒアリングが済んでおりまして、現在進行形でありますが、経済的な支援につきましては、事業者の不安がないように、今後も商工会も含め関係団体と一体となって的確、迅速に対応して参ろうと思っております。以上で答弁を終わります。

○議長 7番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

(7番、中野祥太郎議員「はい」という声あり。)

- ○議長 はい。7番、中野祥太郎君。
- ○7番 中野祥太郎 再質問ではないんですが、お願いといいますか、答弁は結構でございます。先程から出て参りますタイムリーできめ細やかな対応ということで、今ゼロでございますので、これまた永遠にゼロを続けていただいたらというふうに思います。どうぞよろしくお願いします。以上で終わります。

### ○議長 町長。

○町長 2つ申し上げますけど、1つは、まずヒアリングをやって 42 の事業所まで済んだわけで、今からまだやっていきますけど、そうした中で一つ感じたのは、やはり我々まだ個別の事業者に対する聞き取りと言うんですかね、そういったものが足りなかったなとつくづく感じておりまして、今1個1個の事業所のヒアリングの中身が出てきておるわけでありますが、やはり我々が考えつ

かない色々なことも出てきておりますから、今後もこういった事についてはや っていかなきゃならないなというふうに思います。また、中には、今までこう いったことは無くて「ヒアリングまでしてくれてありがとう。」というような、 そういうことも言っていただいた事業所もあるようでありますので、本当にこ れは続けていかなきゃいけないなというふうに思っております。それから、コ ロナにつきましては、ゼロでありまして、私はあちこちいつもそのことを言わ れて、何かお褒めの言葉のように言われますけど、たまたま 3.000 人の町であ りますから、それは人がおらんからいね、と軽く言っております。なぜかと言 うと、これがあまりにもプレッシャーになって、本当に自分がそういった状況 にあるにも係わらずお医者にも行けない、自分で自宅で治すということがあっ てはならないわけでありますから、感染予防対策に最大の努力はいたしますけ ども、もしそういったものに感染したのであれば、遠慮なくという話でもない んですけど、検査をしていただいて、それで自分が1号だからどうだというこ とでは無しに、治療していただけたらと思っております。ですから、あまりゼ ロ、ゼロと言うようなことは、私はあまり外へ出ては言わないようにしており ます。蛇足でありますがよろしくお願いいたします。

○議長 これをもって7番、中野祥太郎君の一般質問並びに今期定例会の全ての一般質問を終わります。

ここで会議を閉じて10分間休憩いたします。

休 憩 14時07分

再 開 14時16分

○議長 休憩を閉じて、休憩前に引き続き会議を続行します。

## 日程第4 議案第1号から日程第5 議案第2号を一括上程

○議長 日程第4、議案第1号から日程第5、議案第2号までを一括議題とします。まず、議案第1号、阿武町手数料条例の一部を改正する条例、について、執行部の説明を求めます。戸籍税務課長。

○戸籍税務課長 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第1号、阿武町手数料条例の一部を改正する条例、についてご説明いた します。阿武町手数料条例の一部を改正する条例、改め文につきましては1ペ ージ、改め文でありますが、次ページ2ページはその新旧対照表です。説明に つき合わせてご参照ください。それでは、本案件についてご説明いたします。 本案件は、個人番号カード、いわゆるマイナンバーカードに関連する手数料条 例の改正であります。内容は、法律改正により、個人番号カードの再発行の際 に必要な手数料の徴収の仕組み、主体が変わったことによる条例の規定削除で あります。内容を説明いたしますと、個人番号カードの再発行の際に、必要な 手数料800円につきましては、制度発足時(平成28年1月でございますが)国の 指導等に基づき、阿武町を含め全国の市町村が同手数料条例を整備し、これを 根拠として1枚あたり800円を徴収し、徴収した額をマイナンバーの国レベル の組織であります地方公共団体システム機構に納めておりますところ、今般、 法律改正により、この9月1日以降は、同機構が手数料を徴収する主体となり、 市町村は同機構からの委託を受けた中で、徴収事務を取り扱うということにな りましたので、よって本規定は不要となり、当該規定を削除するものでありま す。つまり、9月1日以降は、市町村の当該手数料の徴収は条例に基づかない 同機構との委託による、単なる徴収事務となるものであります。以上で説明を 終わります。

○**議長** 次に、議案第2号、阿武町コミュニティワゴン運行条例の一部を改正 する条例、について執行部の説明を求めます。まちづくり推進課長。

**○まちづくり推進課長** 議案書の3ページをお願いします。議案第2号、阿武

町コミュニティワゴン運行条例の一部を改正する条例、をご説明いたします。 本件につきましては、本年10月1日から福賀地区を発着地に区域を定めて運行 を開始する、事前予約制のデマンド交通「福賀コミュニティ交通ふくすけ便」 を新たに設けるとともに、福賀地区のコミュニティワゴンを廃止するもので、 奈古地区、宇田郷地区で継続するコミュニティワゴンと一体的な条例とするた め、題名を、阿武町自家用有償運送旅客条例に改めるとともに、運行内容や区 域の追加、運賃、字句の改め等所要の改正を行うものです。5ページからの新 旧対照表の追加、または変更部分にアンダーラインをしておりますので、一緒 にご覧いただきたいと思います。内容といたしましては、第1条、目的中、阿 武町コミュニティワゴン(以下「コミュニティワゴン」という。)を運行する こと、を、阿武町が行う自家用有償旅客運送(以下、「旅客運送」という。)、 に改めます。第2条、運行方法中、「コミュニティワゴン」を「旅客運送」に 改め、「運行」を削り、「法律183号」を「法律第183号」に改め、「とする」を 「で、次の各号に掲げるものをいう。」に改めます。同条に、「1号 阿武町コ ミュニティワゴン運行路線及び停留所を定めて定期的に運行するものをいう。 2号 福賀コミュニティ交通ふくすけ便 一定の区域を定めて利用者の予約 に応じて運行するものをいう。」の各号を加えます。第3条、運行管理本文中、 「コミュニティワゴン」を「旅客運送」に改め、「運行」を削り、同条のただ し書き中、「コミュニティワゴンの運行及び管理を」を削ります。第4条、運 行内容中、「コミュニティワゴン」を「旅客運送」に改め、「路線」を「路線又 は区域」に改めます。6ページをお願いします。第5条、運賃第1項中、「コ ミュニティワゴン」を「旅客運送」に改め、同条2項中、「100円」を「別表1 のとおり」に改めます。第8条、損害賠償中、「コミュニティワゴン」を「旅 客運送車両」に改め、そして、附則の次に、「別表1 (第5条関係)」を追加し ます。別表1につきましては、運賃ですが、阿武町コミュニティワゴンは片道 100円です。新たに設ける福賀コミュニティ交通ふくすけ便は、午前8時から午後6時までが、福賀地区内は300円、福賀地区外は500円です。午前6時から午前8時までと午後6時から午後8時までが福賀地区内は400円、福賀地区外は700円です。そして、待機時間30分ごとに200円の延長料金です。この条例は、令和3年10月1日から施行します。以上で説明を終わります。

## 日程第6 議案第3号を上程

- ○議長 日程第6、議案第3、阿武町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、執行部の説明を求めます。副町長。
- ○副町長 議案書の7ページをお願いいたします。議案第3号、阿武町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、をご説明をいたします。

本案件につきましては、現在、1期4年目の松原利直委員の任期が、今年9月30日に完了いたしますので、その後任委員の選任でありますが、松原委員の再任でご同意をお願いするものであります。なお、松原委員の経歴等につきましては、お手元にお配りしている履歴書のとおりであります。以上で説明を終わります。

○議長 続いて、ただ今の執行部の説明に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 続いて、討論を省略し、これより採決に入ります。お諮りします。議案第3号、阿武町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、同意される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議長 お下ろしください。挙手全員です。よって、議案第3号、阿武町教育 委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意する ことに決定しました。

# 日程第7 議案第4号から日程第10 議案第7号を一括上程

○議長 次に、議案第4号、令和3年度阿武町一般会計補正予算(第4回)について執行部の説明を求めます。副町長。

○副町長 議案書の8-ジをお願いいたします。議案第4号、令和3年度阿武町一般会計補正予算(第4回)についてご説明いたします。まず、第1条第1項は、令和3年度阿武町一般会計の歳入歳出予算の総額に対して、今回の補正額は5,873万8,000円を追加し、総額を30億1,362万円とするものです。また、第2項は、歳入歳出予算の款、項の区分とその金額は、別冊補正予算書の第1表歳入歳出予算補正のとおりとするものであります。以上で説明を終わります。○議長 続いて説明をお願いします。説明は歳出からお願いします。補正予算書10ページ、2款総務費から、副町長。

(副町長、一般管理費、財産管理費、ふれあいセンター費、情報政策費について説明する。)

○議長 続いて、まちづくり推進課長。

(まちづくり推進課長、企画総務費、企画振興費、まち・ひと・しごと創生 特別事業費について説明する。)

○議長 続いて、選挙管理委員会事務局長。

(選挙管理委員会事務局長 衆議院議員選挙費、阿武町議会議員選挙費、参議院議員補欠選挙費について説明する。)

○議長 続いて、健康福祉課長。

(健康福祉課長、社会福祉総務費、老人福祉費、児童福祉総務費、児童クラブ費、保健事業費、子育て世代包括支援センター費について説明する。)

○議長続いて、農林水産課長。

(農林水産課長、農業政策費、農地集積・集約化対策事業費、林業政策費に ついて説明する。)

○議長 続いて、まちづくり推進課長。

(まちづくり推進課長、商工政策費、観光費、道の駅産業振興費について説明する。)

○議長 続いて、土木建築課長。

(土木建築課長、過疎対策道路事業費、一般単独道路事業費について説明する。)

○議長続いて、副町長。

(副町長、消防費について説明する。)

○議長 続いて、教育委員会事務局長。

(教育委員会事務局長、学校管理費(小)、給食センター費、学校管理費(中)、 町民センター費、保健体育総務費について説明する。)

○議長 続いて、土木建築課長。

(土木建築課長、単独災害復旧事業費、3災農地災害復旧事業費、3災農業 用施設災害復旧事業費について説明する。)

○議長 以上で歳出の説明を終わります。続いて、歳入に入ります。6ページ、 12款、分担金及び負担金から、副町長。

(副町長、歳入について説明する。)

- ○議長 次に、議案第5号、令和3年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定) 特別会計補正予算(第2回)、について執行部の説明を求めます。健康福祉課 長。
- ○健康福祉課長 議案書の9ページをお願いします。議案第5号、令和3年度 阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計補正予算(第2回)、について 説明します。今回の補正は、予算の総額に12万1,000円を追加し、予算の総額

を 5 億9,379万5,000円とするものです。それでは、別冊補正予算書の30ページ をお願いします。歳出から説明します。

(健康福祉課長、歳出、歳入について説明する。)

- ○議長 次に、議案第6号、令和3年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算 (第2回)、について執行部の説明を求めます。健康福祉課長。
- ○健康福祉課長 議案書の10ページをお願いします。議案第6号、令和3年度 阿武町介護保険事業特別会計補正予算(第2回)、について説明します。今回 の補正は、予算の総額に1,273万5,000円を追加し、予算の総額を6億6,153万3,000円とするものです。それでは、別冊補正予算書の40ページをお願いします。歳出から説明します。

(健康福祉課長、歳出、歳入について説明する。)

- ○議長 次に、議案第7号、令和2年度阿武町各会計歳入歳出決算の認定について、執行部の説明を求めます。副町長。
- ○**副町長** 議案書の11ページをお願いします。議案第7号、令和2年度阿武町 各会計歳入歳出決算の認定について、をご説明いたします。

本案件につきましては、令和2年度の阿武町一般会計及び7つの特別会計の 決算につきまして、監査委員さんから監査の結果報告をいただきましたので、 地方自治法第233条第3項の規定により、認定をお願いするものであります。 なお、各会計の決算書及び監査委員さんからの決算審査意見書、そして主要な 施策の実績は、既にお手元にお配りしているとおりであります。以上で説明を 終わります。

○議長 以上で議案説明を終わります。

ここで、監査委員より決算審査意見書について説明の申し出がありますので、 これを許します。長山監査委員、ご登壇ください。

○代表監査委員(長山雅範) それでは、お手元にお届けしております、令和

2年度阿武町各会計歳入歳出決算審査意見書について、ご説明いたします。

地方自治法第233条第2項の規定により、町長より審査に付された令和2年 度阿武町一般会計及び7つの特別会計歳入歳出決算、各会計の歳入歳出決算事 項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書並びに各関係諸帳簿、 証書類に基づき審査をいたしました。その結果は次のとおりであります。

調査の対象は、令和2年度阿武町一般会計歳入歳出決算並びに令和2年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計歳入歳出決算をはじめ、7つの特別会計でございます。次に、審査に要した期間は、令和3年8月20日から24日までの内3日間をかけて、慎重に審査をいたしました。続いて、2ページをお願いいたします。

審査の方法につきましては、町長より提出された各会計の決算は、予算現額及び収入支出済額については、歳入簿、収入命令、調定簿、歳出簿、出納証書類、各課所管の歳出予算整理簿等により、また、財産等につきましては、財産台帳、備品台帳、証券類等により審査を行いました。経理事務の処理につきましては、関係各課の諸帳簿により審査するとともに、予算執行の適否並びに会計処理が適切でありかつ合理的であるかについて審査をいたしました。

審査の総括意見としまして、令和2年度阿武町各会計並びに各事業に対し、 4月に年間の監査方針を策定しまして、事務事業の執行全体を対象にして、経 済性、効率性、有効性の観点等に留意して、まず、第一に各出先機関と各課の 定期監査、第二に工事監査、第三に財政援助団体等の監査、第四に道の駅や高 齢者福祉施設など公の施設の指定管理者の監査、第五に例月出納検査を毎月15 日を原則として1年間を通して行い、また、決算審査、財政健全化審査及び基 金運用状況の審査につきましては、8月下旬に集中的に行いました結果、収入 支出命令等の証拠書類はよく整理されており、出納室の計数は指定金融機関で ある山口銀行の日計数値と照合が随時行われており、その計数は正確であり過 誤はありません。また、各種事業の執行についても、現地確認を行い適法かつ 適正に処理されていることを確認いたしました。

次に、一般会計及び7つの特別会計の歳入歳出決算状況は2ページの表のとおりであります。一般会計及び7つの特別会計を合算した収入決算額は54億1,052万5,437円で、歳出決算額は49億1,299万7,466円となり、歳入歳出差引額は4億9,752万7,971円となりました。全ての会計の予算に対する収入率は87.2%、歳出の執行率は79.2%であります。新型コロナウイルスの感染症の影響により、年度内に事業完了ができなかった「まちの縁側拠点施設整備事業」や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の多くが次年度への繰越となったため、収入率、執行率とも前年度に比べて大きく減少しています。引き続き一般会計の予算の計画的かつ効率的な執行になお一層の配慮と行政水準の確保向上を望むものであります。

次に、3ページの一般会計から特別会計への繰出状況は、6つの特別会計へ繰り出され、その繰出金の総額は2億3,630万7,478円で、前年度対比2.3%の減となっております。繰出金は、国保事業や後期高齢者医療事業、介護保険事業など制度的なものが主なものと考えられますが、独立採算制を基調とする簡易水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業の公営企業会計については、特別会計の本質に基づき自主財源の確保等になお一層の努力を望むものであります。

以上、決算審査の総括意見のまとめとしまして、わが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的流行、感染拡大によりインバウンド需要の減少、中国の生産活動停滞によるサプライチェーンを通じた供給制約による生産の滞りに見舞われ、さらに感染拡大防止のために国内の経済、社会活動の抑制を余儀なくされ、その後は主要貿易相手国における経済活動停止に伴い、輸出が大幅に減少する等、感染症はその経済的な波及経路を広げながら、都市部のみな

らず地方の全ての市町村に甚大な影響をもたらしています。これに対し、当町においては、昨年5月、6月と臨時議会を開き予算措置を行う等、新型コロナウイルス感染症対策に積極的に取り組まれているところであり、現在まで県内唯一感染者ゼロを続けている状況にあります。

こうした状況の中、当町としましては、単独町政を堅持し、住民と行政・議会が互いの信頼関係に基づき、連携・協調、「選ばれる町」になるため、より自主的・主体的な地域づくりに取り組むとともに、地域の実情に応じた社会保障サービスや防災・減災対策や定住対策等が鋭意推進されている中で、現在は健全な財政運営がされているものの、今後、人口減少による税収の減、地方交付税減額、また、社会保障関係経費や経常的経費も増加傾向にあることから、厳しい財政運営を迫られることが懸念されます。従って、引き続き健全な財政運営を堅持するとともに、住民の皆さんがより住みやすく、より豊かに、より安全に暮らせる町づくりを実践し、ウイズコロナの取り組みを各施策分野で進めるとともに、限られた財源の中で住民の満足度・幸福度を上げるための事業展開を行い、効果的な予算執行と持続可能で安定的な財政運営に努めながら、適正な事務事業の執行をお願いするものであります。

また、今後は、新たな「人・モノ・金」の持続可能な循環型社会を構築すると同時に、課題や取り組みの検証、さらには国の新たな戦略を踏まえ、「阿武町らしさ」を最大限に発揮し積極的な事業展開とメリハリのある予算編成にオール阿武町で取り組み、町政の一層の発展を期待するものであります。

次に、5ページをお願いいたします。それでは、監査の個別意見としまして、まず、一般会計の決算状況は、歳入総額38億6,512万3,137円で、前年度対比16.7%の増、歳出総額33億9,721万137円で、前年度対比15.4%の増でございます。歳入歳出差引額は4億6,791万3,000円で前年度対比27.7%増ですが、差し引き額には翌年度繰越事業の財源として充当すべき2,337万3,890円が含まれ

ておりますので、これを除いた実質収支は4億4,453万9,110円の黒字で、前年 度対比28.5%の増となっています。

次に、歳入の状況ですが、予算現額45億2,526万6,500円に対し、収入済額は38億6,512万3,137円で、予算現額に対する収入率は85%ですが、調定額に対する収入率は99.1%となっています。町税につきましては、固定資産税の収入済額が1億3,982万123円で、対前年度比はマイナス1,573万297円と大きく減少し収入未済額が大幅に増加していますが、この主な要因は、新型コロナウイルス感染症対策の徴収の猶予制度の特例を適用した法人があったためであります。また、不納欠損額は、前年度より66万8,273円増加しています。高齢化が進む昨今の厳しい経済情勢の中での収入未済額の徴収は大変厳しいと思われますが、適正な債権管理は町民負担の公平性や行政への信頼確保の観点から、債務者の状況を把握した上で、適宜法的な措置をとるなどを含め、より効率的・効果的な取り組みが必要であります。今後とも計画的な個別訪問や納付をしやすい分納等により、関係機関や各課が連携を密にして、収入未済額が減少するよう最大限の努力をお願いするものであります。なお、不納欠損処分に当たっては、適切かつ厳正に取り扱うことが重要であります。

次に、6ページの歳出の状況ですが、予算現額45億2,526万6,500円に対し、支出済額が33億9,721万137円で、執行率は75.1%であります。なお、翌年度繰越額は8億9,203万902円であり、大幅な増額となっています。これは、新型コロナウイルス感染症の影響により年度内に事業完了ができなかった、まちの縁側拠点施設整備事業をはじめ、国の第3次補正予算による新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付決定内示が令和3年2月となったため、対象事業の多くが繰越となったためであります。また、不用額は2億3,602万5,461円で前年度に比べ24.7%増となっています。少子高齢化に対応した住民福祉に係るもの、また若者や1ターン者等の受け皿となる住環境や各種定住対策、

その他多くの生活環境基盤整備に係る事業等を限られた財源の中で、予算を有効に効率よく余すところなく活用し、健全な財政運営への真摯な取り組みをお願いするものであります。

次に、各特別会計決算に対する監査の個別意見でございますが、7ページから14ページにかけて、阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計をはじめ、7つの特別会計につきまして、収支の状況と審査意見を付しておりますので、ご覧いただきたいと思います。

この中で、漁業集落排水事業特別会計においては272万6,000円の赤字のため、 令和3年度からの繰上充用処理により対応されていますが、これは起債対応の 誤りから収入不足による事務的なものであり、事業運営に関わるようなもので はありませんが、こうしたことの適正な事務処理をお願いしたいと思います。

なお、そのほかの会計につきましては、詳しい説明は時間の関係上ここでは 省略させていただきます。また、別表としまして、16ページには一般会計にお ける自主財源・依存財源の状況を、17ページには収入未済額の状況を記してお ります。令和2年度の収入未済額は、前年度に比べて1,934万9,552円の増とな っており、近年ずっと増加傾向にあります。

なお、財産に関する調書は、別冊の決算書291ページ以降に記載してあります。主なものとして、土地及び建物については、土地が1万3,878平方メートルの増で、これは木与防災道路にかかる町道拡幅用地購入や分譲宅地売却等によるものです。建物は406平方メートルの減で、まちの縁側事業に係る発祥交流館等の撤去に係るものです。293ページの有価証券や出資による権利については、萩ケーブルネットワーク株式会社が解散したことによる100万円の減となっております。296ページの基金保有額は25億8,311万5,101円であり、介護保険会計で1,150万円の取り崩しにより、前年度に比べて252万1,944円の減となっています。297ページの土地開発基金及び高額療養費貸付基金につきまし

ては、別紙の令和2年度阿武町基金運用状況審査意見書をお付けしておりますので、これをご覧いただきたいと思います。298ページの地方債残高は、21億8,669万円で、前年に比べて438万3,000円の減となっています。299ページの債務負担行為支出額は、令和2年度末までの支出額が4,671万4,000円で、令和3年度以降の支出額は、1億5,828万円となっています。

次に、別紙の令和2年度阿武町基金運用状況審査意見書でございます。土地 開発基金、高額療養費貸付基金のいずれにつきましても、計数は正確で運用状 況につきましても、適正であると認めました。

続いて、令和2年度決算に基づく阿武町健全化判断比率等意見書でございます。将来負担比率の状況を見ましても、町の借金である将来負担額のうち、地方債の将来負担総額は22億3,250万円ですが、これに対し貯金に相当する充当可能財源総額は49億675万2,000円であるため、将来負担比率は数値として表れません。また、実質公債費比率はマイナス1.1となっており、これは極めて良好な状態であり、将来を見据えた健全な財政運営がなされております。

今後とも、町民一人ひとりに寄り添い、魅力ある町政を継続していただきたいと思います。令和2年度予算執行における執行部の真摯なお取り組みに対し、敬意を表しますとともに、決算審査にご協力いただきました皆様方に厚くお礼申し上げ、簡単ではございますが、令和2年度阿武町各会計歳入歳出決算審査意見書の説明とさせていただきます。

○議長 以上で、決算審査意見書の説明を終わります。

### 日程第11 委員会付託

○議長 日程第11、委員会付託を行います。

お諮りします。ただ今議題となっております議案第1号、議案第2号及び議 案第4号から議案第7号については、会議規則第39条第1項の規定により、一 括して阿武町行財政改革等特別委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第1号、議案第2号及び議案第4号から議案第7号については、阿武町行財政改革等特別委員会に付託することに決定しました。

以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

本日は、これをもって散会とします。

全員ご起立をお願いします。一同礼、お疲れさまでした。

散会 15時15分

地方自治法第123条第2項の規定により署名します。

阿武町議会議長 末 若 憲 二

阿武町議会議員 市 原 旭

阿武町議会議員 池 田 倫 拓